

(第一類 第七號)

衆議院二百八回國会厚生労働委員

會議錄第十四号

一一一

衆議院 第四号

第二百八回国会 厚生労働委員会議録

○小林政府参考人 お答えいたします。

離職者向けの職業訓練でございますが、訓練受講者の就職の促進に重点を置いて取り組むということで、これまで、ハローワークへの求人の状況を中心的に、地域訓練協議会において把握した二一ヶ지를踏まえてコース設定を行つてきているところでございます。今般法定化する協議会におきましては、産業界などから、地域における今後の産業展開も踏まえたデジタル化の急速な進展ですから、地域の詳細な訓練ニーズをしっかりと把握いたしまして、精度の高い教育訓練の設定を効果的、効率的に進めてまいりたいというふうに考えております。

また、本協議会でございますが、必要と認める者についても構成員として参画できるということになつておりますし、御指摘ございましたような様々な立場の方の御意見を伺うことも可能な仕組みとしております。

さらに、構成員に対しましては守秘義務を課すことによりまして、訓練受講者ですとか採用企業などから個別事例を含むヒアリングも行いながら、訓練効果の把握、検証をしつかりと行い、カリキュラムの改善につなげていきたいというふうに考えております。

本協議会は、都道府県や労働局が中心となつて運用することとしておりますが、厚生労働省におきましても、運用状況の把握、見える化、必要な助言等、行つてまいりたいと思います。こうした取組を通じまして、これまで以上に効果的な人材育成の推進に努めてまいりたいというふうに思います。

○一谷委員 ありがとうございます。

私は、このフロアを見てみましても、圧倒的にやはり男性の方が多いというところで、やはり女性の方の参画ができるだけ増やしていくべきとは思つております。また、世代間の考え方の違い、私、民間で自ら経営も行い、いろいろな方にお会いしますが、世代間での考え方の違いもあります。特にZ世代なんかは生まれたときからもうス

マートフォンがある、そういった考え方の違い、受けた方の就職率と受けなかつた方の就職率、こういったことを測るのは非常に難しい状況だと思います。

議会が求人のハローワーク、職業訓練についての肝になる部分だと思いますので、注力をして今後も見ていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

次の質問に入らせていただきます。

同じく職業能力開発推進法、職業訓練の成果設定について大臣にお聞きしたいと思います。

今後、労働人口が減少する中で、職業訓練を通じて一人当たりGDPを高めていくという視点も重要だと考えます。そのためには、法定化される協議会においても、政策効果を把握するためのフレームワークを定め、KPI設定をするなどして運用していくことが重要と考えますが、大臣のお考えをお聞かせください。

○後藤国務大臣 委員御指摘のとおり、一人当たりGDPを高めていくためには、効果的な職業訓練を通じて働く方のスキルアップを図り、生産性を高めることが重要です。

今般法定化する協議会には、労使団体、教育訓練実施機関、民間職業紹介事業者、労働局、都道府県など多くの関係者に参加していただきまして、デジタル化などの地域のニーズを反映した訓練コースの設定を促進するとともに、訓練効果の把握、検証を通じて訓練内容の改善を図るなどの役割を果たしてもらうことを考えております。

協議会の実施に当たりましては、委員の御指摘のように、政策効果をしっかりと把握することが重要であります。各都道府県の職業訓練の就職率や訓練コースの定員充足率などを目標として定め

も就職という扱いになります。また、職業訓練を受けた方の就職率と受けなかつた方の就職率、こういったことを測るのは非常に難しい状況だと思います。

また、政策を始める際に、その政策のアウトパフォーマンス評価をするためのフレームワークを同時にづくりながら進めていかなければ、政策が進んでから、時間がたつてから評価をしてくださいと言つたところで、なかなかこのフレームワークを作るのが難しいという意見を、昨日、経済学者の方からお聞きをしました。

この経済学者の方も、今のデータ、今公表されているデータではなかなか公益の訓練が生きるかどうか分からず、できれば、就業構造基礎調査、これの集計されたものは出ているんですけど、この個票と言われるマイクロデータ、そういう細かいところのデータさえ示していただければ、この経済学者の方は、分析をしていただけるようふうに話されておりました。

この個票については、名前や個人情報は隠しておらず、この集計されたものの中にはどうか分からず、できれば、就業構造基礎調査、これの集計されたものは出ているんですけど、この個票と言われるマイクロデータ、そういう細かいところのデータさえ示していただければ、この経済学者の方は、分析をしていただけるようふうに話されておりました。

この個票については、名前や個人情報は隠しておらず、この集計されたものの中にはどうか分からず、できれば、就業構造基礎調査、これの集計されたものは出ているんですけど、この個票と言われるマイクロデータ、そういう細かいところのデータさえ示していただければ、この経済学者の方は、分析をしていただけるようふうに話されておりました。

そして、これから、人口が三十年間減り続ける中で、GDPは維持していくかなければなりません。おのずと、どれぐらいの生産力を上げないといけないのか、生産人口が一年当たりどれぐらい稼ぎ出さなければいけないのかは数字で出てくると思いますので、そういう目標をつけ加えていただけたらと思っております。

○一谷委員 では、続きまして、職業安定法、早期離職に対する紹介手数料についてお伺いをさせていただきます。

今回の法案では、求人メディアに対して、届出制創設や求人情報の的確な表示等の義務が設けられます。これは労働市場の適正化の観点から必要なことと考えています。最近は、IT技術を活用した新しい求人メディアが多く生まれており、これを利用して希望にかなった職に就く方が約三割と、採用経路の中では最大になつております。しかし、今回のこの法案に対し、イノベーションを阻害するようなことがないのか、厚生労働省の見解をお伺いさせていただきます。

数生まれており、これを利用して希望にかなつた職に就く方が約三割と、採用経路の中では最大になつております。しかし、今回のこの法案に対し、イノベーションを阻害するようなことがないのか、厚生労働省の見解をお伺いさせていただきます。

○田中政府参考人 今回の職業安定法の改正においては、労働政策審議会において公労使で御議論いただいて、建議をいただいておりますけれども、その中でも、今回の募集情報提供事業に関するルール整備に関しまして、労働者になろうとする者にとっても有益なイノベーションを阻害することのないように留意することが必要であるとう基本的な考え方をお示しいただいております。

これを踏まえ、今般の改正法案では、募集情報等提供事業について、IT技術の発展により求職者にもメリットをもたらす可能性のある多種多様なサービスが登場することを妨げないなど、労働政策審議会の建議で示された基本的な考え方によれば、この経済学者の方は、分析をしていただけるようふうに話されておりました。

このを踏まえ、今般の改正法案では、募集情報等提供事業について、IT技術の発展により求職者にもメリットをもたらす可能性のある多種多様なサービスが登場することを妨げないなど、労働政策審議会の建議で示された基本的な考え方によれば、この経済学者の方は、分析をしていただけるようふうに話されておりました。

このを踏まえ、今般の改正法案では、募集情報等提供事業について、IT技術の発展により求職者にもメリットをもたらす可能性のある多種多様なサービスが登場することを妨げないなど、労働政策審議会の建議で示された基本的な考え方によれば、この経済学者の方は、分析をしていただけるようふうに話されておりました。

今般の改正法案では、募集情報等提供事業について、IT技術の発展により求職者にもメリットをもたらす可能性のある多種多様なサービスが登場することを妨げないなど、労働政策審議会の建議で示された基本的な考え方によれば、この経済学者の方は、分析をしていただけるようふうに話されておりました。

○一谷委員 では、続きまして、職業安定法、早期離職に対する紹介手数料についてお伺いをさせていただきます。

では、続まして、職業安定法の早期離職に対する紹介手数料について御質問をさせていただきます。

私は、長らく、医療と介護の分野で二十年間仕事をし、経営も行つてまいりました。その中で、特に医療、介護の分野での離職がやはり多い。ど

うしても紹介の会社に頼らなければならないのですが、その際の手数料が経営に大きな負担になってしまいます。この点について何らかの対策が必要ではないかと考えておるんですが、お考えをお聞かせください。

○田中政府参考人 厚生労働省といたしましては、求人の方々のニーズに合った職業紹介事業者を安心して選択できる環境を整備することが重要と考えております。

このため、平成三十年一月から施行された改正職業安定法に基づき、手数料などの情報開示を義務づけるとともに、職業紹介事業の利用者である医療、介護、保育分野の業界団体等が参加した、医療、介護、保育分野における職業紹介事業に関する協議会におきまして適正な職業紹介事業者の基準を策定しまして、今年度より、基準を満たす事業者を認定する制度の運用を開始したところであります。現在、三十五事業者を認定したところですごいです。

こうした取組を通じまして、利用者が優良な職業紹介事業者を選択することが可能な環境を整備することによって、労働市場において職業紹介事業者が適切に役割を果たしていくようにしてまいりたいと考えております。

○一谷委員 ありがとうございます。

厚生労働省が、人材サービス総合サイトというものを用いて、優良人材紹介業をやつておられる三十五社。これを告知されておる。これは昨年の十一月から開始ですかね。ただ、多くの方がこれを知らないんじゃないかなというふうに思つておられます。ですから、ここをしつかりPRするのが大事じゃないかと思うんです。

また、紹介料については、余りに厳しい設定をしてしまうと、介護や医療に対する人材の紹介が少なくなってしまうという本末転倒にもなりかねないと考えております。

ただ、実際、今、この三十五社だけでは、我々、資格制度ですので、余剰のスタッフも抱えなければなりません。資格者の方が休んでしまえ

ば運営ができないという状況になりますので、より多くの求人を求める。それに対して三十五社では、やはり現実的に無理だというような声も聞いてないかと考えておるんですが、お考えをお聞かせください。

もちろん優良なところを評価していくシステムも大事なんですけれども、できるだけ、まあ、悪

ながら、特に看護師さんがやはり辞められることが多い。なかなか看護師さんの採用が難しいん

ですが、就職していただきて、そして、一ヶ月、二か月、長くても半年ぐらいで辞めて、また次に移つていくこともあります。これは二〇一八年の雇用保険の改定でも一部改定をしていただ

いたと思うんですけども、異なる、罰則を作るというのは考え方だと思いますが、少し検討していただけたらと思うんです。

やはり、医療、介護の分野、これから裾野を広げていかなければいけないときに、もちろん事業所側も働きやすい環境というのをつくらなければ

ならないと思うんですが、先ほど話されていた協議会の中で、この改定の中で、キャリアコンサル

タントを事業所に求めるということもありまし

た。私は、職業紹介をされる職業業者にもやはり

うふうに思つております。

実際、私が関わらせていただくような人材紹介

いいマッチングができるような取組をしていただ

くと、早期離職も減つてくるのではないかなどい

うふうに思つております。

平成二十六年に五〇%から六七%に上げていた

だいたんですけれども、もうこの改定から八年が

たち、どちらかといふと、六七%から五〇%に下

がつていくようなイメージがあると思うんです。

ですから、この辺のやはり告知も大事だと思いま

すし、もう一つ大事な視点は、育児休業の給付は、あくまで、職を続けていただく、そして離職をさせない、そういう目的だと思うんですね。

となっていますが、七か月目からは五〇%水準までに下がります。これがなぜ五〇%水準に下がるのかというところをお聞かせいただけたらと思います。

○田中政府参考人 雇用保険法に基づきます育児休業給付は、累次の制度改正によりまして拡充を行つております。給付率については、平成二十六年に、改定前の一律五〇%から、最初の六か月間について六七%にするという改定を行つております。

最初の六か月間とした理由は、女性と比べて男性の育児休業取得率が低い中で、六か月という期間に限つて給付率を六七%に引き上げることにより、女性だけでなく男性も育児休業を取得するインセンティブを高めるという趣旨でございます。

○一谷委員 ありがとうございます。

実は私の運営していた会社でも、男性の管理者が育休を取りました。それを取りに行くときに、一年間取させていただきたいということで、どうぞどうぞと言つたんですけど、やはり五か月目で帰つてきました。それはやはり、六七%から五

〇%に減額されるのが家計的に痛いというようなことでした。

実は私の運営していた会社でも、男性の管理者が育休を取りました。それを取りに行くときに、一年間取させていただきたいということで、どうぞどうぞと言つたんですけど、やはり五か月目で

帰つてきました。それはやはり、六七%から五

〇%に減額されるのが家計的に痛いというようなことでした。

平成二十六年に五〇%から六七%に上げていた

だいたんですけれども、もうこの改定から八年が

たち、どちらかといふと、六七%から五〇%に下

がつていくようなイメージがあると思うんです。

そのため、育児休業給付制度については、六年

度までにその後の姿について更に検討をするとい

うことで、今般の改定法においても検討に関する規定を盛り込ませていただいているところでございます。

○一谷委員 やはりここは、雇用保険の中では、離職をさせない、継続するというところでの給付

なんですねけれども、できましたらほかの財源も考

えていただきて、半年たつて七か月目以降、五

〇%に下がる、そこから違う給付をまたいただくような検討もしていただけたらと思いますし、どう

そのため、育児休業給付制度については、六年

度までにその後の姿について更に検討をするとい

うことで、今般の改定法においても検討に関する規定を盛り込ませていただいているところでございます。

どのようにしてGDPを維持していくか。そして、若い方々に負担をかなり課していきます。これから、やはり成長する産業に投資をしていくといふことも大事じゃないかなと思っております。これは、ある程度やはり政府主導で導いていくということが大切じゃないかなと思っております。世代間の考え方の違いもあります。こういったところも考慮していただきて、できるだけ働きやすい環境をつくつていけたらと思っておりますので、この改定が更に日本の成長につながるように、皆さん、党派を超えてお力添えをいただきて考えていただらうと思います。

以上が私の質疑になります。どうも、皆さん、誠にありがとうございました。

○橋本委員長 次に、金村龍那君。

○金村委員 皆さん、おはようございます。日本維新の会、金村龍那です。今日は、どうもよろしくお願ひいたします。

私からは、雇用保険の一部を改正する法律案に対する法案質疑について質問をさせていただきます。

私は、今回の衆議院選挙で初当選をいたしましたが、その前は、八年間、発達障害児を支援する事業所を経営してまいりました。なので、コロナがスタートした段階は二足のわらじでした。日々政治活動もしてきたんですが、やはり一番頭を悩ませてきたのは、どう事業を継続して、そして障害児支援、その御家族のサポートにつなげていくのか。そういう中で、雇用保険制度の中で特例措置があつたおかげで現場が安心して働けてきた事実、それは現場を預かる者として非常に実感があります。なので、事業者の立場としては非常に深く感謝をしたいと思います。

その上で、どこかでやはり次のステージへ向けての改正案というのは、私は非常に理解をしております。

業の皆さんやそういう方の、いわゆる返済がそれらのスタートする段階でもあります。飲食店を経営する友人とかは、この返済が始まることを、どうやって事業に含めてしっかりと経営していくのかということに頭を悩ませている人も非常に多くいるのが実態です。

そんな中で、失業等給付に関わる暫定措置の継続等について、緊急事態措置終了日から一年後と期間を設定したことについて、根拠や、そしてその周り、周辺のことも含めてお答えいただければと思います。

○田中政府参考人 お答えいたします。

雇用保険におきましては、今回のコロナ禍においてたくさんの方々が、徐々に元に戻していくけれども、おっしゃるとおり、徐々に元に戻していく部分も必要だということは私どもも認識しつつ、引き続き厳しい部分については丁寧に対応していくたいと考えております。

そこで、今の御質問の、緊急事態措置から一年の後に期限を設ける根拠ということでござります。

私は、新型コロナウイルス感染症等の影響による求職活動の長期化等に対応するために、新型コロナの影響により離職した方については、要件を満たすがスタートした段階は二足のわらじでした。日々場合には基本手当の所定給付日数を延長して給付をすることとしているところでございます。

この点について、緊急事態措置が終了し一定期間が経過した場合には、新型コロナの影響により求職活動が制限されるような状態も相当程度減少することとしているものでございます。

なお、この一年で区切った理由は、雇用保険におけるほかの延長給付制度においても、その起点

へ向けてということだと認識しておりますので、不測の事が起きたときに速やかに対応できるようにということをつけ加えて、私はこの改正については理解を示したいと思います。

一方で、コロナ禍が始まって、やはり事業を継続するためには融資を受けなければならなかつた企業の皆さんやそういう方の、いわゆる返済がそもそも考慮していただきて、できるだけ働きやすい環境をつくつていけたらと思っておりますので、この改定が更に日本の成長につながるように、皆さん、党派を超えてお力添えをいただきて考えていただらうと思います。

一方で、高校生の就職活動に非常に問題意識を持つております。以前、厚生労働省の方と意見交換させていただきました。その中で、いろいろお話を聞いてみると、職業訓練等に非常にハローワーク等を通じて力を入れているという実態を改めて把握することができました。しかし、それがしっかりと求職者に届いているかといえば、なかなか難しいのも一方であると思います。

つまり、今回、この新規措置そのものは私、非常にすぐいいことだと思うんですね。失業した方が、求職中にやはり独立をしようとか事業を始めてみようとか、それが失敗に終わつた後にもまた失業給付を受けられるというのは、チャレンジやすい環境につながると思っています。でも、働いている間にこの制度を理解していれば、もつと独立を促すことにつながるかもしれない。

そういった意味では、周知徹底をやはりしっかりとしていかなければ、せつかくいい制度があつても利用者が増えない実態というのが私はあると思っております。なので、この新規措置について、どのように周知徹底をして実際に経済や環境にいい好循環を与えていくのか、そういうことを聞いて少しお尋ねをさせていただきたいと思います。

それは、私が障害児支援をしてきたということもやはり関係しております。やはり、この厚生労働行政に対して非常に僕は愛着があるんですね。愛着があるからこそ知る情報というものがたくさんあります。この点について、そういうことを周知していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

雇用調整助成金ですけれども、実際、私の職場は、障害児支援の現場は、そのまま事業が継続してまいりましたし、早いタイミングで厚生労働省が御対応いただいたこともあって、雇用調整助成金を必要とする従業員というのはいませんでした。

ですが、この雇用調整助成金によって多くの方のしおりや周知リーフレットを活用し、全ての受給資格決定者に周知を図ることを予定しております。

また、委員御指摘のとおり、失業者に対するアウェンスだけでなく、在職者も含む、社会全体への周知も重要と考えております。

厚生労働省や都道府県労働局のホームページやツイッターによる周知、労使団体、自治体、関係団体等を通じた周知として、団体等が発行する広報誌への掲載依頼、団体等のホームページへの掲載依頼など、必要な方にしっかりと支援が行き届くよう、制度の趣旨を含めて、事業主、労働者双方に対して、丁寧に周知を図つてまいりたいと考えております。

○金村委員 ありがとうございます。やはり事業を継続するためには融資を受けなければならなかつた企業の皆さんやそういう方の、いわゆる返済がそもそも考慮していただきて、できるだけ働きやすい環境をつくつていけたらと思っておりますので、この改定が更に日本の成長につながるように、皆さん、党派を超えてお力添えをいただきて考えていただらうと思います。

一方で、高校生の就職活動に非常に問題意識を持つております。以前、厚生労働省の方と意見交換させていただきました。その中で、いろいろお話を聞いてみると、職業訓練等に非常にハローワーク等を通じて力を入れているという実態を改めて把握することができました。しかし、それがしっかりと求職者に届いているかといえば、なかなか難しいのも一方であると思います。

つまり、今回、この新規措置そのものは私、非常にすぐいいことだと思うんですね。失業した方が、求職中にやはり独立をしようとか事業を始めてみようとか、それが失敗に終わつた後にもまた失業給付を受けられるというのは、チャレンジやすい環境につながると思っています。でも、働いている間にこの制度を理解していれば、もつと独立を促すことにつながるかもしれない。

それは、私が障害児支援をしてきたということもやはり関係しております。やはり、この厚生労働行政に対して非常に僕は愛着があるんですね。愛着があるからこそ知る情報というものがたくさんあります。この点について、そういうことを周知していただきたいと思います。

それは、私が障害児支援をしてきたということもやはり関係しております。やはり、この厚生労働行政に対して非常に僕は愛着があるんですね。愛着があるからこそ知る情報というものがたくさんあります。この点について、そういうことを周知していただきたいと思います。

それは、私が障害児支援をしてきたということもやはり関係しております。やはり、この厚生労働行政に対して非常に僕は愛着があるんですね。愛着があるからこそ知る情報というものがたくさんあります。この点について、そういうことを周知していただきたいと思います。

実は多くあると思います。本当に御努力されたことだと思います。

その上で、元々、雇用保険制度そのものはやはり失業給付が私はメインだと思っておりますので、休業支援に余りにも偏りが生まれると、そもそもの雇用保険制度そのものにゆがみが生まれるということと、一方で、余りにも休業期間を据え置いてしまうと、やはり実態として働く市場のゆがみだと、あとは、例えば成長産業でしつかりと労働移転が行われないとか、そういう問題点は含まれてしまうと思います。

そういう中で、休業期間を令和四年度末とした根拠、これも、先ほど失業給付のところでお伺いした、緊急事態措置終了日の一年間という期間設定と同様に、次へ向けたスタートラインだと認識しておりますが、改めて、この令和四年度末とした根拠についてお伺いさせていただきます。

○田中政府参考人 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けまして、企業の雇用維持支援のために雇用調整助成金の特例措置を講じることと併せて、特に、中小企業において休業手当の支払いもままならない状況が見られたことから、コロナ禍における異例の対応として、労働者個人に直接支給をする休業支援金・給付金制度を創設したところでございます。

雇用調整助成金の特例措置につきましては、感染が拡大している地域、特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していく方針としておりますが、今回の法案では、当面の措置として、令和四年度において、中小企業の基本手当額の上限を超える部分について、一般会計により負担する仕組みを継続することとしております。

これと併せて、休業支援金につきましても、雇用調整助成金の特例措置の取扱い等に対応する形で制度の在り方を検討することとし、当面の対応として、令和四年度においては制度として存続させることとしたものでございます。

○金村委員 やはり、雇用保険制度から見ると、

コロナ後を見据えた改正が幾つも出てきていると

いうことなんですが、実際に今、東京都であれば蔓延防止措置が適用されている。の中でも、例えは先ほどの失業給付のところで一例を挙げさせていただきましたが、飲食店の返済、飲食店といふか企業の融資を受けた際の返済がそろそろスタートするということで、その見据えたスタートラインと実際の町というか人々の暮らしといふのは少しミスマッチが起きているのかもしれませんので、しっかりと緊急時にまた対応できるようシス

テムは少し残していただきたいなと思います。

その上で、お手元の資料を御覧いただきたいん

です。

お手元の資料、内閣官房の資料になりますが、霞が関の存続の危機ということになっています。

やはり、私がこの数字を改めて見て実感したの

は、志望者がそもそも六割減ってしまっている。

況だと認識しています。

その上で、これだけ志望者が減っているにもかかわらず、実は厚生労働省を希望される方についてはそんなに数字が減っていないとお聞きしてい

ます。

つまり、私も、先ほど来申し上げているとおり

障害児支援をしてまいりました。やはり、医療、介護、福祉、こういった産業に興味を持ち、そしてその中で自己実現を果たしていくという思いを

いたしました。

そこで、この離職理由に挙げられる長時間労働、これをどのように厚生労働省の中では正しくして取組をされているのかをお伺いさせていただ

きたいと思います。

その上で、この離職理由に挙げられる長時間労働、これをどのように厚生労働省の中では正しくして取組をされているのかをお伺いさせていただ

きたいと思います。

○村山政府参考人 お答え申し上げます。

厚生労働省は、御指摘のとおり働き方改革の旗振り役でございまして、厚生労働省が役割を果たしていくべき新型コロナウイルス感染症への対応策をしつかり前へ進めていくために、こうした業務を担う職員の長時間労働の是正に取り組んでいく必要があると私ども考えております。

委員から御指摘のございました省職員の意識についてでございますが、本省職員を対象として令和二年十一月に実施したアンケート結果におきましても、厚生労働省という組織で働くことを誇りに思っていると回答した者は多數に上つておりますが、一方、同時に、職員の長時間労働をめぐる

課題がこうしたアンケート調査等も含めまして、

様々な指摘されてきているところでございます。

その長時間労働の是正に向けた具体的な対策でございますが、まず、やはり必要な仕事に見合つた体制の整備が重要であるということで、令和四

識があるんですね。

つまり、これぐらいの努力ができるだろうとい

う努力指数で働き方のルーティンをつくってしま

うと、皆さん長時間労働とかを前提とした仕組

みになってしまいます。

だから、私がやつてきた障害児支援の現場であ

れば、できるだけ負担のないように、意思を持つ

てそこで働いているわけですから、何もしなくて

も一方的に努力をしてしまうんですね。厚生労

省で働いている方も同様だと認識をしていまし

て、多分、努力をする前提で仕組み化になってい

るんじゃないかな。なので、霞が関の働き方改革

の象徴は、やはり厚生労働省であるべきじゃない

かと私は認識しております。(発言する者あり)あ

りがとうございます。前大臣から励ましの言葉を

いただきました。

その上で、この離職理由に挙げられる長時間労働、これをどのように厚生労働省の中では正しくして取組をされているのかをお伺いさせていただ

きたいと思います。

その上で、この離職理由に挙げられる長時間労働、これをどのように厚生労働省の中では正しくして取組をされているのかをお伺いさせていただ

きたいと思います。

○金村委員 ありがとうございます。

実直な厚生労働省らしいプランだったので、できれば四百人ぐらい増やした方がいいんじゃないかなと思います。

そして、次の質問、最後になりますが、資料を準備させていただきました。「賃上げに取り組むマネジメントが徹底されるように、大臣始め政務官の指導の下、業務改革の取組を長く進めてまいりたい、このように考えてございます。

今後とも、必要な体制確保や適正な勤務時間管理に努めますとともに、各職場における管理職のマネジメントが徹底されるように、大臣始め政務官の指導の下、業務改革の取組を長く進めてまいりたい、このように考えてございます。

実施しているところでございます。

年度におきましては、本省内部部局で感染症対策を始めとする諸課題に対応するため、二百四十九名の定員のネット増を図る予定でございまして、また、業務改革といたしまして、打合せの効率化でございますとかペーパーレス化、ICTツールの活用、管理職による適切な進捗管理等、効率的に業務を進める取組を業務改革推進月間等の節目を設けて推進しているほか、階層別研修におきまして、特に管理職、新任管理職等に対しまして、マネジメント向上に係るプログラムを盛り込み、

実施しているところでございます。

今後とも、必要な体制確保や適正な勤務時間管

理に努めますとともに、各職場における管理職の

マネジメントが徹底されるように、大臣始め政務

官の指導の下、業務改革の取組を長く進めてま

りたい、このように考えてございます。

そこで、この離職理由に挙げられる長時間労働、これをどのように厚生労働省の中では正しくして取組をされているのかをお伺いさせていただ

きたいと思います。

○村山政府参考人 お答え申し上げます。

厚生労働省は、御指摘のとおり働き方改革の旗振り役でございまして、厚生労働省が役割を果たしていくべき新型コロナウイルス感染症への対応策をしつかり前へ進めていくためにも、こうした業務を担う職員の長時間労働の是正に取り組んでいく必要があると私ども考えております。

委員から御指摘のございました省職員の意識についてでございますが、本省職員を対象として令和二年十一月に実施したアンケート結果におきましても、厚生労働省という組織で働くことを誇りに思っていると回答した者は多數に上つておりますが、一方、同時に、職員の長時間労働をめぐる

課題がこうしたアンケート調査等も含めまして、

税制がつながるかどうかという議論は、相当しつかりされたということでした。それは、いみじく

も、議論をした結果、なかなか行き届かないかも

されないねという議論の終着点だったと私は聞き及んでいます。

つまり、私が問題意識があるのは、やはりエッ

センシャルワーカーの皆さんの賃上げなんですね。特に、医療そして介護、例えば私がやつてき

第一類第七号 厚生労働委員会議録第四号 令和四年三月九日

ますね、局長。さらには、この間の労働政策審議会での労使意見でも本則復帰が求められていたわけじやないですか。

○吉田(統)委員 ただ、不規則発言でも、前大臣の不規則発言はちょっと気になりますよね。

ですね。はい、ありがとうございます

も明白であります

ますね、局長。さらには、この間の労働政策審議会での労使意見でも本則復帰が求められていたわけじやないですか。

○吉田(統)委員 た。の不規則発言はちよ
じや、続けますね。

た、不規則発言でも、前大臣
つと気になりますよね。

ですね。はい、ありがとうございます。

ますね、局長。さらには、この間の労働政策審議会での労使意見でも本則復帰が求められていたわけじやないですか。

○吉田(統)委員 ただ、不規則発言でも、前大臣の不規則発言はちょっと気になりますよね。

いや、続けますね。

ですね。はい、ありがとうございます。

では、続き、また役所の皆さんとちょっとお話ををしていきたいと思いますが。

も明瞭であります。

一部、今ちょっとお答えいただいたので、もう少しはつきり確認したいんですけども。ただ、

ますね、局長。さらには、この間の労働政策審議会での労使意見でも本則復帰が求められていたわけですね。はい、ありがとうございます。
○吉田(統)委員 ただ、不規則発言でも、前大臣の不規則発言はちょっと気になりますよね。
では、続き、また役所の皆さんとちょっとお話をも明白であります。
一部、今ちょっとお答えいただいたので、もうつ

ますね、局長。さらには、この間の労働政策審議
○吉田(統)委員 ただ、不規則発言でも、前大臣
ですね。はい、ありがとうございます。
も明白であります。

今回の法改正で、こういったものを全て押し切つてはいるわけですよ。全て押し切つてまで、新たな国庫繰入制度なるものを持ち出してまで、二・五%にとどめようとしているわけですね。今るるちよつとお話をされましたか、何でこういつた経緯を一切無視した上で二・五%にとどめようとするのでしょうか。この二・五%にどうしてもどめようとする理由があるわけですよね。その理由を明確に答えてください。どうぞ、局长。

失業等給付、ます。後藤大臣よりお答えいただき、費用の一部を回復するにかかる勢などにかかる経済政策や雇用に対する国の責任ですか。そうですが、繰入制度の常設の方があつて、それが本音であります。

じや、足、立たぬにける、國庫が々用政策

ちょっと、次、大臣に聞き派な方なので、本当にしつかうと思いますが、失業給付等の負担するのは、本来、雇用情の直近のですよ、政府の結果としての失業の発生に統的に果たすためではないで、その責任を示した上で国庫すべきだと思います。そちら姿だと思いますが、大臣の見

昨年の十二月二十二日の雇用保険部会で、国庫負担割合の本則復帰について、部会長は、この問題は国家財政の構造的な制約にも絡むところがありますので、当部会だけで解決できる部分、必ず全てが解決できる問題ではありませんと発言されていると仄聞しております。

この発言中の、国家財政の構造的な制約とは何でしょうか。また、政府として国庫負担割合の本則復帰について、国家財政の構造的な制約に服すると言っているのかどうかをお答えいただけますか。

補正予算で、局長、二兆円もの予算計上が可能だつたわけですよね。しかし、当初予算ではできないとするのは、やはりこれは本末転倒ではあると思います。本来あつてはならないことでもあると考えます。

○田中政府参考人 少し續いて申るところがござりますけれども、今般、コロナ禍の対応において雇用保険財政が極めて厳しい状況になつたことを踏まえて、雇用保険臨時特例法において国庫繰入規定を創設して、その運用によつて二・二兆円の繰入れを実施したところでございます。

こうした経緯を踏まえた形で、今回の新たな国庫負担の仕組み、すなわち一定の負担割合とは別枠で機動的に国庫繰入れができる仕組みの常設化を行うこととしたわけでございます。

こうしたこと見直しは、過去の付帯決議等の趣旨から

○後藤國務大臣
　國庫により負担
　故である失業は
　関係が深く、政
　方によるものと
　今委員から御説
　によつても変わ
　ております。
　今般の新たに

失業等給付に係る費用の一部を担しているのは、雇用保険の保険事務は、政府の経済政策、雇用政策とともに政府もその責任を担うべきとの考え方です。この考え方 자체については、指摘いたしましたが、今回の改正は失業給付の国庫負担の仕組みは、

○田中政府参考人 雇用保険部会長の御発言です
ので必ずしも正確なお答えは難しいんですけれど
も、私どもの理解するところとしては、一般論と
してですが、国家財政全体について、社会保障費
が増加を続けている一方で、財政の健全性を保つ
必要性から、各施策に充てる財源について政府の
予算の編成過程で厳しい調整が必要な状況にある
旨を御発言なさつたものと理解しております。

ざいます。また、国庫負担率といふ大きな才原警告をもとに、年次補正予算において一般会計から繰入れを行つた、そういう経緯も踏まえまして、今後は、雇用情勢や雇用保険財政の状況に応じた国庫負担割合とするとともに、機動的に国庫からの繰入れを可能とする仕組みを常設化することとしたものであります。

このした見直しは過去の附帯も語等の趣旨に踏まえつつ、雇用情勢や雇用保険財政の状況に応じて機動的な財政運営を可能とする仕組みを通じて、国の雇用政策に係る責任を果たして、雇用保険財政の安定化を図ることを目的とするものであると考えております。

雇用情勢及び
分の一、それ以
て、これに加え
ず、機動的に國
みを常設化する
政運営ができる

て、こうした負担割合にかかるわら
國庫からの繰入れを可能とする仕組
の、雇用情勢等に応じて機動的な財
政を新たに設けることによつて

これは、いかがわるども、國家財政の有効化と、
いふのは、部長のおつしやつた言葉ですのでそ
のまま意味を取ることはできませんけれども、一
般会計につきましては、毎年毎年、各施策の中で
優先順位がつけられていくという意味では、厳し
さがあるといふうには考えております。

〔牧原委員長代理退席、委員長着席〕
○吉田(続)委員 余り理由になつていらないようにも感じるんですが、一部。
元大臣から、厚労省に聞いても意味ないんじやないかというようなやじが飛んだように私には聞こえたんですが、そんなことはないですよね。そういうやじが飛んだんですが、前大臣から。これはちょっとと問題じやないですかね。

て、雇用政策は
であるというう
こうした仕組
合的な雇用政策
たしてまいりを
○吉田(統)委員
たが、まず、同
用政策の結果と
としてその責に
葉の中にありナ

眞大臣、十分お答えいただきまし
ふうに考えております。
組みを適切に運営するとともに、総
束を効果的に推進し、国の責任を果
たすにいとります。

○吉田(純)委員 ありがとうございます。
当然、国家財政の構造的な制約、予算上の制約を受けるということは、国の予算である以上、当然ではありますね。今に始まつたことでもないの
く、先ほど大臣が申し上げた考え方の下で財源を確保し、適切な雇用保険財政の運営を図っていくという考え方へ変わりはないということを申し上げておきたいと思います。

く必要があると考えております。
○吉田(統委員) おつしやることは分かるんですけれども、最後の部分はしつかりちょっとお答えいただきたい部分があるんですけど。
次に、大臣に、ではお伺いをします。
コロナ禍における雇用調整助成金のように、雇用保険制度によるセーフティネット機能を強化すれば支出が増えるのは当然ですよね、大臣。雇用保険財政はより厳しくなるわけであります。
雇用保険の財源が厳しいことはもちろん理解し

考え方でございますので、直接的に保険料との差額という形での対応は考えていないということです。

○吉田(統)委員 ありがとうございます。

局長、ちょっとと、今から申し上げること、お答えいただければお答えいただきたいんですけれども。

この雇用保険料率というのは、職種等に関係なく一律に決定されていると承知しております。

しかし、現在の業種ごとの状況を鑑みると、昨年十二月の日銀短観で、大企業の製造業はプラス一八、非製造業でプラス九、中小企業の製造業がマイナス一、非製造業がマイナス四と、企業の規模や、そして製造業と非製造業で大きく差が見られますね、局長。

実際に飲食・交通・観光などの労働集約型の非製造業では業況の改善の足取りはまだまだ鈍いでありますね、料率を引き上げることは問題があると思うやはり感じるわけであります。

雇用保険の意味合いからすると、基準を大企業の製造業に合わせるのではなくて、非製造業の中小企業の状況に合わせるように今後基準を変えていくべきではないかとも感じるところであります。

現在のこののような状況や、年度途中での変更には余計な事務コストが生じることもありますね、そういうことを勘案すると、雇用保険二事業見合いで引き上げられる千分の〇・五、十月以降引き上げられる千分の四については、当面は国が責任を持って保険料を負担するというような、そういったことも検討できませんかね、局長。

○田中政府参考人 保険料率については、こういった厳しい状況の中で、必要な給付を賄うために必要な額を必要最低限の措置として対応しておりまして、国庫も合わせてぎりぎりのところで財源を調達しております。

厳しい状況ではありますけれども、保険料を失業された方とかあるいは休業を余儀なくされた事業の方に再配分するという観点もございますの

で、そういった観点も丁寧に説明しながら、関係者の理解を求めていきたいと考えております。

○吉田(統)委員 ありがとうございます。

では、このテーマは一旦これで、もうあと五分しかありませんので。

それでは、同様に本法案の求人メディアのマッチングへの規制と職業紹介事業者についてという

ことで、大臣と議論をしたいと思います。ちょうどもう時間がないので駆け足になるんですが、医療・介護・保育分野だけに、大臣、特化して

ちょっとと聞いていきますね。

○後藤国務大臣 医療・介護・保育分野適合紹介事業者宣言といふものが、大臣、ありますね。私も、この委員会でも指摘されたことがあると思うんですけど

も、医療機関って、今、有料職業紹介の高額な紹介料が極めて大きな問題になつていてるんです。

そこで、この医療・介護・保育分野の紹介事業者宣言、これはどのようないくつかの事業者が、また、各々の分野ごとに宣言をしている事業者数を、大臣、お答えいただけますか。

○後藤国務大臣 医療・介護・保育分野適合紹介事業者宣言につきましては、医療・介護・保育分野の職業紹介事業者が厚生労働省が運営している事業者数を、大臣、お答えいただけます。

トに紹介実績や手数料に関する事項を公表していること、自社の紹介により就職した者に対し二年間転職奨励を行っていないこと、返戻金制度を設けていること等について、自主的に宣言を行うものでございます。

現在宣言していただいている事業者は、四百四事業主、九百六十八事業所となつております。

○吉田(統)委員 ありがとうございます。

今、今枝先生のお顔も目に入つたんですが、大臣、医療機関や保育・介護に大臣がしっかりと診療報酬で、医療機関をしっかりと、コロナ禍も頑張っているところが医療人材を確保する

ときに、本当にこの紹介料が問題になつていてるときに、かなり悪質業者もはつこしていいる

結果として、診療報酬を上げたり、例えばあと介護・保育では様々な助成や国の補助金、そういう現状があるんですね。

大臣、ちょっとと時間がないので、そういった総論的な、るる細かく通告をさせていただいたんでですが、大臣、正直な話、そこをどう思つていらっしゃいますかね。今のままでいいとお考えですか。

大臣、ちょっとと時間がないので、そういった総論的で、大臣と議論をしたいと思います。ちょうどもう時間がないので駆け足になるんですが、医

市場の需給の状況や求人の内容に応じて決定されるものと認識をしております。

利用者のニーズに合った職業紹介事業を安心して選択できる環境を整備することが重要であると

いうことで、平成三十年一月から施行されている改正職業安定法に基づきまして、手数料等の情報開示を義務づけたところがございますし、また、

紹介事業者を利用者である医療・介護・保育分野の業界団体が参画しました、医療・介護・保育分野における職業紹介事業に関する協議会において

適正な職業紹介事業者の基準を策定しまして、今年度より、基準を満たす事業者を認定する制度の運用も開始したところがございます。

こうした取組を通じまして、利用者が優良な職業紹介事業者を選択することが可能な環境を整備することによりまして、労働市場において職業紹介事業者が適切に役割を果たせるようにしてまいりたいというふうに思つております。

○吉田(統)委員 期待しております。

ありがとうございます。

私が初めて厚生労働委員になつた二〇一四年に、ちょうど大臣は委員長をしておられて、当

時、医療介護総合確保法案といふ十九本を束ねた大変な閣法に対して我々野党側の出した介護・障害者福祉スタッフの給与アップ法案、これを並行審議までしてくださつて、最後は委員長提案で通してくださつたということ、大変感謝しております。また、夏には、トスカーナの風を受けながら、各国の医療・介護・福祉の勉強を共にさせていただきましたが、ハローワークというすばらしい職業紹介の制度があるわけです。ここに確かに相談窓口はあるんですね、大臣。それは承知

しているんですが、例えば、以前は、特に、大臣、国家資格職が非常にやはり、当たり前ですかねども、数が、パイが限られている分、非常に難しき状況になつていています。

相談窓口ではなくて、看護協会や医師会が各自でやっている職業紹介もありますが、なかなかこれが公知ではないし、行き渡っていないので、是非やつた方が入つても、結果的に、本来受け取るべき方々には届かず、本来の趣旨から外れてしまつて、紹介業の方の業者の収益になつていてるところが入つても、結果的に、本来受け取れる現状があるんですね。

大臣、ちょっとと時間がないので、そういった総論的で、大臣と議論をしたいと思います。ちょうどもう時間がないので駆け足になるんですが、医

だ知られていませんから、ほんと。是非やつた方が入つても、結果的に、本来受け取れる現状があるんですね。

第一類第七号 厚生労働委員会議録第四号 令和四年三月九日

労働の政策となれば、正面から向き合つて議論に応じ、話を聞いてくださつたこと、改めて心より感謝を申し上げます。ありがとうございました。そんな大臣と久しぶりに厚生労働の議論ができることが、楽しみに参りました。

まず、雇用保険の国庫負担割合について伺います。

資料一の右上を御覧ください。本法案の最大の問題は、国庫負担が四分の一から事実上四十分の一に引き下げられることであります。

現在、失業給付の国庫負担割合は、本則で四分の一と定められています。しかし、積立金が六兆四千億円まで増えたことを受けて、平成二十九年からは、国庫負担が、本則四分の一のまま、暫定的に四十分の一まで引き下げられています。

まず、この四十分の一といふ数字の根拠、なぜ四十分の一になつたのかということでお伺いします。

○田中政府参考人 平成二十九年の雇用保険法改正において、国庫負担を、本来の負担割合の五五%水準から一〇〇%水準へ引き下げておりますけれども、これは、平成十九年改正における保険料率と国庫負担の対応関係や、平成二十八年、二十九年の改正における保険料率の引下げの状況等を踏まえて、引下げ幅を判断したものと承知しております。

○井坂委員 えらいまとめて答弁されたんですけどれども、私の承知しているのは、元々四分の一だったのが、その八割に引き下げ、更に八割の七掛けに引き下げ、計五六%分まで引き下げられて、また一旦上がつたんですけれども、もっと下げるということで、五六パーよりもう一つ下の五五パーまで下げる、更にもうと下げると言われたので、一〇〇から五五まで四五削ったのを、更に倍ということで四五掛け二の九〇%削つて、一〇〇%の水準にまで下がつた、こういう経緯であります。

今回の法改正では、国庫負担割合は四分の一と申しますね、飲み会の会費。

以来の大改正であります。

そこで、今回の法改正で、四分の一と四十分の一、どちらも本則に書いてあるわけですが、どちらがより原則的な数字か、これは大臣にお伺いします。

○後藤国務大臣 今般の新たな失業給付の国庫負担の仕組みは、そのどれか一つ、いずれかが本則、原則ということではなくて、今委員もお話しされていました制度でございますけれども、雇用情勢及び雇用保険財政の状況に応じた国庫負担割合と

機動的な国庫繰入規定の全体をもつて雇用保険法の本則として制度を規定するものでございます。

具体的には、繰り返しますが、雇用情勢及び雇用保険財政が悪化したときには四分の一、それ以外のときには四十分の一とした上で、これに加えて、こうした負担割合にかかわらず機動的に国庫からの繰入れを可能とする仕組み、これを常設化するものであります。これらの適切な運営を通じて、雇用保険財政の安定的な運営を目指すものであります。

○井坂委員 昨日、局長にお聞きしたのとちよつと違うんですけれども、三つ併記されているというのは私が説明申し上げたとおりなんですが、その中の四分の一と四十分の一、二つの数字が併記されて、どちらかといえば、どちらがより原則的な数字なんですかといふことをお聞きをしてい

るわけであります。

○後藤国務大臣 私の答弁は、全体としてのこの仕組みそのものをもつて原則であるということです。

申上げております。

○井坂委員 今回の法改正をイメージやすくす

るように、三つのパターンを併記した複雑な本則に変わります。雇用情勢と雇用保険財政が悪化しているときは四分の一、そうでないときは四十分の一、さらに、必要なときは機動的に国庫繰入をします、この三つが併記されている。本則がこれまで大胆に変わるのは、雇用保険法始まって以来の大改正であります。

そこで、今回の法改正で、四分の一と四十分の一、どちらも本則に書いてあるわけですが、どちらがより原則的な数字か、これは大臣にお伺いします。

○後藤国務大臣 今般の新たな失業給付の国庫負担の仕組みは、そのどれか一つ、いずれかが本則、原則ということではなくて、今委員もお話しされていました制度でございますけれども、雇用情勢及び雇用保険財政の状況に応じた国庫負担割合と

機動的な国庫繰入規定の全体をもつて雇用保険法の本則として制度を規定するものでございます。

具体的には、繰り返しますが、雇用情勢及び雇用保険財政が悪化したときには四分の一、それ以外のときには四十分の一とした上で、これに加えて、こうした負担割合にかかわらず機動的に国庫からの繰入れを可能とする仕組み、これを常設化するものであります。これらの適切な運営を通じて、雇用保険財政の安定的な運営を目指すものであります。

○井坂委員 昨日、局長にお聞きしたのとちよつと違うんですけれども、三つ併記されているといふのは私が説明申し上げたとおりなんですが、その中の四分の一と四十分の一、二つの数字が併記されて、どちらかといえば、どちらがより原則的な数字なんですかといふことをお聞きをしてい

るわけであります。

○後藤国務大臣 私の答弁は、全体としてのこの仕組みそのものをもつて原則であるということです。

申上げております。

○井坂委員 今回の法改正をイメージやすくす

政労使ありますから、政府君、労働者君、使用者君と三人で定期的に飲み会をやつておられます。元々三分の一の割り勘だったわけですが、政

府君はお酒を飲まないということで、四分の一でいいよということで長年やってきました。大体、いつ

もお会計一万円なので、政府君は二千五百円いつ

も払つていたわけであります。ところが、今回、

急に政府君が、一回に払うのを二百五十円にする

と。ただ、会費は、お店のお会計がいつもより高

いときは四分の一出すよ、でもそれ以外のとき

は二百五十円しか払いませんと言いました。これだけだと、さすがにけんかになるわけですが、政

府君がもう一つ言つたのが、ただ、みんなが本

だいだと、さすがにけんかになるわけですが、政

府君がもう一つ言つたのが、ただ、みんなが本

する際には、その財政影響や財源確保についても留意しつつ、必要な対応が図られるものと考えて

○井坂委員 資料二の上の方を見ていただければ、はつきり書いてあるんですが、特例延長とか追加給付が一切ない場合の想定で、これで六十万人のとき、収支どんとんですということなので、当然、特例延長とか追加給付があれば単年度赤字になる想定なんですね。

もう一つ伺いたいのが、失業給付の受給者数、これはコロナ禍でも全く増えておりません。それは、雇用保険の積立金から雇用調整助成金に多額の貸出しをして失業を未然に防いだからであります。

受給者数が七十万人を越えたから賃給料の支出が増えて雇用保険財政が赤字になるから、だから雇用保険の国庫負担割合を本則の四分の一に戻しますよというのが七十万人を指標とする趣旨だと思いますふうに思います。

と、仮に受給者数が五十万人だろうが四十万人だろうが、雇用調整助成金など事業への貸出しが増加することによって、雇用保険財政は大幅に赤字になるんじゃないですか。現に赤字になっていますよね。お伺いします。

○田中政府参考人 雇用調整助成金の特例等のための積立金からの貸出しにつきましては、雇用保険臨時特例法に基づくコロナ禍の特例措置となつておりますして、併せて、同法では一般会計からの必要に応じた繰入規定も措置しているところでござります。

コロナ禍である令和二年度の受給者実人員は約四十七万人である一方、雇用保険財政は、雇用調整助成金等のための積立金からの貸出し等により厳しい状況に陥っています。こうした状況に対処するため、雇用保険臨時特例法に基づいて補正予算で一般会計からの繰入れを行った結果、一定程度の積立金が積み立っているという状況でございます。

○井坂委員　局長、お聞きしたことにちょっとお答えいただきたいんですけれども、要は、七十万円で線引きしているけれども、特例給付とか、あるいは今申し上げたほかの会計への貸出しとか、いろいろ対処すればするほど、七十万人と、線引きと関係なく雇用保険財政は悪化するんじゃないですか。

○田中政府参考人 七十万人の基準というものは、通常の雇用保険法の運用において国庫負担を考えるときの基準であります。

今おっしゃっている雇用保険の特例、積立金か

ら貸出しをして雇用調整助成金を貯めようというものは雇用保険臨時特例法に基づく臨時の措置でありますので、臨時の措置につきましては、それに対応する臨時の財源措置で対応することが基本であります。それで、それを本体の国庫負担の運用に反映させるということはなかなか難しいのではないかとうふうに考えております。

○井坂委員 結局、悪化したときは臨時の措置になるんです。それで、臨時の財源とおっしゃつたって、それは去年、二兆円ありましたけれども、でも、雇用保険からも貸し出して、はつきり言つていつ返つてくるか見通しが立たないような状況になつてゐるですから、悪化したときの、いうのは、大体、今後もこうすることになるとと思ひますよ。

もう一つお伺いしたいのが、本会議答弁では、受給者数七十万人というのは雇用情勢が相当程度悪化した状態として設定した、こういうふうにおっしゃっているわけでありますが、戻つて資料の一の上のところを見ていただきますと、ここで定めているのは、雇用情勢が相当程度悪化ではなくて、雇用情勢が悪化している場合ということだけ書いてあるんです。

人というのは相当程度悪化の状況であります。やはり、この元々のルールは雇用情勢の悪化であり

ますから、七十万人、相当程度悪化の線引きを持つてくるというのは、これはちょっと実態に合わないのではないか。どうか。

○後藤国務大臣 一般の仕組みにおいては、失業等給付の国庫負担率を判断するに当たって、その支出額に直結する失業手当の受給者実人員の動向によって雇用情勢の悪化状況を測ることが適当であるというふうに考えました。雇用情勢が相当程度悪化してしまって、受給者実人員に一百人に

度悪化した状態として、受給者実人員七十万八千人と
いう水準を設定しております。

厚生労働省としては、まずは、新しい国庫負担
の仕組みによりまして雇用保険財政の安定的な運
営を確保するとともに、労働政策審議会の法案要

綱を諮問した際に出てまいりました様々な意見等も踏まえまして、適切に対応してまいりたいと思います。

財政は悪化をするわけです、七十万人に全然いつていなくて。あるいは、そもそも、七十万人といふのは相当程度の悪化だと本会議で実際、政府も答弁されているわけであります。

しているとか、こういう現実に合わない、実態を反映していないという状況が明らかになってきたときは、七十万人の線引きを私は見直すべきだと思いますが、見直していただけますか。

の雇用情勢の失業手当の受給者実人員のようないくつかの指標を用いて、失業手当の受給者実人員が増加する傾向が見られる。しかし、失業手当の受給者実人員が増加する傾向は、失業率が増加する傾向とは必ずしも一致しない。失業手当の受給者実人員が増加する傾向は、失業率が増加する傾向とは必ずしも一致しない。

先ほどから言つておられるることは、事象として注意しなければならないことだと思っております。しかし、そのことについては、局長の方からも、そういう非常に臨時的な措置が取り行われた場合には、今回もそうでありますけれども、臨時的な借入規定や繰入規定みたいなものを発動させたりして対応をしていくわけでありまして、ここにつづいて言ひば、まさに内には、重きをつゝうござりません。

にこして言え。基本上には、通常のしわざの分業手当の支給に関わる施策の枠の中で議論をしております。

とおりでありますけれども、しかし、その前、遡りますと、例えば平成五年から十五年までの間は、ずっと七十万人を超える受給者の実人員がございました。そういうことも含めての実人員七十万人ということでございますが、いずれにしても、今、直接の問い合わせにお答えするとすれば、労働政策審議会においては、新たな国庫繰入規定を含めた

雇用・保険・財政の在り方について、制度運用面において継続的に検証、検討し、必要な対応を行なうよう強く求めると意見を付されておりますし、これが前提での議論でございますので、そうした意味を踏まえて、諮問も踏まえまして、継続的検証検討を我々としてもやはりしていくという気持ちで適切に対応してまいりたいと思います。

思わないんですね。七十万人が現実に合わないとなつたときには、七十万人の線引きの見直しを検討していくだけですかということなんですね。

最後に、労政審で検証、検討とおっしゃつた中には、当然、七十万人という線引きも入つていますよね。それだけ除外するなんておかしいですか。そこをお答えください。

○後藤国務大臣 委員御指摘のとおりで結構でござります。

○井坂委員 七十万人というのも、金科玉条ではなくして、現実に合わなければ当然検証、検討していくことだということですね。ありがとうございます。

あと、次は、雇用保険財政の単年度黒字、それから、積立金の確保について伺います。

資料一の右下なんですけれども、弾力倍率といふ数字、今回、キーになつてきます。弾力倍率といふのは、ある年の積立金の残高と、それからその年の単年度收支がその年の支出の何倍あるかという数字です。ですから、この弾力倍率が大きいほど雇用保険財政には余裕がある、逆に、弾力倍率が一を切つてくると、積立金不足で翌年度の給付金支払いに支障が出る可能性がある、こういう数字であります。

資料三を御覧いただきたいんですが、資料三の右下、令和四年度はもう積立金の残高がほぼゼロになって、收支もマイナスの見通しです。令和四年度の弾力倍率というのは、この見通しだと幾らになりますか。

○田中政府参考人 雇用保険料率を一定の範囲で調整することが認められる基準であります弾力倍率につきましては、失業等給付に係る令和四年度予算案等に基づく収支見込みにより機械的に算出した場合、令和四年度の弾力倍率はマイナス〇・六七となる見込みです。

○井坂委員 マイナスになるんですね。私も、一かゼロの間かなとは普通思つていたし、大体、普通、そういう想定の数字だと思うんですけども、マイナスの〇・六七といふことで、異常事態中の異常事態なわけであります。これはもう早急に弾力倍率を増やす必要があります。

この弾力倍率の上の分子の部分は積立金の残高と単年度收支ですから、どちらが増えても弾力倍率が増えるわけですが、同じ弾力倍率、仮に一だったとしても、積立金が給付の一年分あるときの弾力倍率一と、積立金は枯渇して、単年度黒字が給付の一年分あるときの弾力倍率一というのは、どちらが雇用保険財政が安定していると考え

られますか。

○田中政府参考人 積立金と単年度收支というものは給付の支出の状況を介して相互に関連をいたしまでの、今の比較で一概にどちらがどうこう

ということは言いにくいところでございます。

ただ、一般的に、積立金が少ない、あるいは今気変動に伴い雇用情勢が更に悪化の方向に向いた場合、対応が困難となるというリスクがあることから、その点は望ましくない点であると考えております。

○井坂委員 積立金はもう既に入っているお金ですから、それはもう確定しているんですね。一方で、単年度收支黒字というのは、今年これだけ黒字だったから来年もこれだけ黒字だろうぐらい

も、積立金が多い方が財政は安定している、これは当たり前のことだと思いますよ。一概にどちらがいいか言えないなどということではないと思います。課長もはつきりそうおっしゃっていましたけれども、局長の御答弁、ちょっと残念であります。

少なくとも積立金が失業給付の一年分を超えるまでは国庫負担四分の一にするとか、あるいは機動的繰入れをするとか、そういうやり方で単年度黒字をやはりしっかりと続けて積立金を増やす財政運営が大事だと思いますが、大臣、お伺いします。

○後藤国務大臣 雇用保険財政については、保険料及び国庫負担により、将来にわたつて安定的な運営を確保し、予期せぬ景気変動に伴う雇用情勢の悪化が生じたとしても十分対応できるものとし

ておくことが重要である、そのことはもう委員指摘のとおりであります。

今般の法案において新設する機動的な国庫繰入規定期の運用に当たつては、労働政策審議会の報告書において、保険料の本則を超えた引上げが可能である弾力倍率一を下回る場合であつて、雇用保険財政の悪化により積立金が不足し、失業等給付

の支払いに支障が生ずるおそれがある場合には、機動的な対応として、当面必要な国庫繰入れが行わるべきとの考え方が示されているところでござります。

厚生労働省としては、今回の改正後の仕組みについて、こうした労働政策審議会の議論も踏まえつつ、適切に運用をいたしまして、雇用保険財政の安定的な運営を確保してまいりたいと思いま

す。

○井坂委員 大臣、お気持ちは、同じことを、心配して同じことを考えてくださっているんだとうのは分かります。だから、全然、意見が対立しているとは思いませんので。ただ、御答弁がやはり、もう本当に当たり前のことですから、ちゃんと、弾力倍率一を目指すと。一になつたらまた

ゼロなんですから。単年度黒字にちやんとなるようにしていく以外ないわけですね、積立金も今、ゼロなんですから。単年度黒字にちやんとなるよう、足りなければ、繰入れあるいは国庫負担四分の一などで、とにかく単年度黒字になるような収支構造を目指すべきだ、当たり前のことをお聞きしていると思いますが、目指すべきだと思うと答弁いただけますか。

○後藤国務大臣 単年度收支黒字を目指すような運営をしていくべきだという御指摘は、そのとおりだと思います。

○井坂委員 ありがとうございます。

加えて、この積立金が失業給付の一年分を超えた後も、やはり、国庫負担四分の一とがあることは機動的繰入れでこの積立金の水準は当然維持すべきだと、これも本当に当たり前のことだと思います。

○後藤国務大臣 今申し上げたとおりです。

少し堅く御答弁しているのは、それが私の覚悟とか意見という意味じゃなくて、それはしっかりと、実を言うと、今回、おおむね妥当という結論をいただいた労政審の、公労使の共通した認識であるから御披露していることだということで、委員の今の御指摘についても、私も同感に思います。

○井坂委員 私も同感と言つていただけたということで承知をいたしました。ありがとうございます。

最後、一点、育児休業給付について。

先週の本会議では、育児休業給付はこれまで用保険の枠内で運営されてきたわけですから、もう、そうするとフリーランスなどの雇用保険料を支払わない働き方には当然対応ができないわけでもあります、また、育児休業給付の増加率が今後も高い水準で移行した場合は令和六年にも雇用保険財政が破綻する可能性があるということで、育児

休業給付の在り方を雇用保険の枠内で検討してい
ては間に合わなくなるおそれがあるので、最初か
ら子育て部門と連携して検討を開始すべきではな
いかということで、本会議お尋ねしました。
それに対する御答弁、資料四枚目で下に開つて
おりますが、大臣答弁は、その上で、育児休業給
付の制度の在り方については、少子化社会対策大
綱において、中長期的な観点から、その充実を含
め、他の子育て支援制度の在り方も併せて制度の
在り方を総合的に検討するとされており、子育て
支援施策を担当する関係省庁とも連携して検討し
たいという御答弁をいたしております。

これは確認ですけれども、この本会議答弁は、
要は、雇用保険制度の枠外で運営することも含め
て令和四年度から検討を開始するという理解でよ
ろしいですね。大臣 最後お伺いします。

○後藤国務大臣 少子化社会対策大綱において答
弁させていただきましたし、現在の保険料率で

は、令和七年度以降の安定運営が可能な見通しも
立っていない状況でありますので、今般の法案に
おいての附則で、令和六年までをめどに、育児休
業給付及びその財源の在り方について検討を行
う旨の規定を置いております。

また、労政審の報告書においても、その在り方
そのものについて、他の関係諸施策の動向等も勘
案しつつ、令和四年度から検討を開始し、令和六
年度までをめどに進めていくふうに述べられ
ているところでありまして、この育児休業給付
の制度の見直しというのは子育て支援制度の在り
方全体の総合的な検討の中でも行われるもので、今
委員の言われたようなそういう検討も含まれてい
るというふうに考えております。

○井坂委員 ありがとうございます。
本日は、主に国庫負担割合、やはり四分の一で
あるべきなんじやないかというお話、また、その
線引きの七十万人のお話、それから最後に少しだ
け、フリーランスも含めた育児休業給付にするた
めには雇用保険の枠内の議論では駄目なのではな
いかということ、質疑をさせていただきました。

資料五を御覧いただきたいんですけれども、
我々は、今質疑させていただいたような内容を盛
り込んだ、国庫負担四分の一とか、フリーランス
の育児休業給付とか、こういったことを盛り込ん
だ修正案を今現在、作成をしているところであります。
こちらも是非、皆様にも御検討、御賛同い
ただけるようお願いをいたします。本日の質
疑を終わらせていただきます。

本当にどうもありがとうございました。

○橋本委員長 次に、柚木道義君。
○柚木委員 立憲民主党の柚木道義です。
質疑の機会をいただき、ありがとうございました。

五項目、雇用保険法改正について通告している
んですが、一項目だけ、済みません、尾身先生に
今日来ていただいています。雇用保険法は大事
なんですが、このままでいと蔓防延長期間中に質
疑が、コロナのことができないので、ちょっとお
許しをいただいて、短く幾つか尾身先生、それか
ら厚労大臣に伺つて、終わつたら退室していただ
きますので、雇用保険法に入りますので、よろし
くお願いします。

早速伺いますが、まさに蔓防延長期間延長中
のところもある中で、第七波にそのまま移行する
懸念、おそれについて尾身先生も述べておられま
す。

そういう中で、まさに東アジアの、例えば四
回目接種が始まっている韓国でもまた感染が増え
たり、あるいは香港の状況とか、アフリカにおけ
るいろいろな感染の動向とともに含めて、やはり私
は、もう第七波を想定した、先生おっしゃってい
る高齢者への集中的なワクチン接種の前倒しで
あつたり、それで、今日伺いたいのは、ワクチン
もそうなんですが、資料の五ページ目ににつけてお
りますが、これは岡山県の、私の地元のことを書
いていますが、「高齢者施設集中検査」と。

岡山県は蔓防が解除されたんですが、今月中は
二十四時間以内に検査してやるということが極め
て重要です。それから前から言われているように
つけていますけれども、これは岡山、倉敷、政令
市、中核市は独自のあれなんですが、それ以外の
四百八十七の高齢者、障害者施設に抗原検査キット
約五万個を配つて、定期的に、県の職員さん
が、従事者の方々、あるいはもちろん施設の利用
者さんの点検、検査ということですね、実施をす
るということでございます。

これは、私、昨日通告で伺つたら、いろいろ定期的
に、もう既に、私が通告した後に資料をも
らつたんですけども、東京、大阪、愛知の集中

点検の状況を伺つたんですけど、蔓防が出ていると
ころはやっているんですね。ちなみに、岡山
は、でも蔓防が出てから初めてなんですね。解
除してから、リバウンド防止でやつているとい
うことなので。

そうじやなくて、蔓防が出ていないところも含
めて、七波対策、防止策も含めて、例えば高齢者
施設のワクチン接種が遅れているとか、クラス
ターが出ているですから、あるいは高齢者のワ
クチン接種、二月末で六割、目標の四割が未達
なわけですから。特に遅れている自治体、ちなみ
に、施設の遅れている状況については、昨日が締
め切りで、もう調査結果が出てきますから、そ
ういう都道府県については、集中検査をやることは私
は非常に感染防止に、尾身先生がおっしゃつてい
ることに合致する、意味があると思うんですけど
いかがでしょうか。

○尾身参考人 重点措置を解除した後にも、実は
全く高齢者施設の感染がなくなつたわけではない
ですね。したがつて、私は、高齢者施設の感染が
続いている場合には、残念ながら死亡される方も
多いので、今委員のおっしゃる、いわゆる集中点
検というんですか、こういう重症化予防を、高齢
施設の対策を集中的にやるという点では全く同感
です。

そういう意味では、一つは、これは沖縄なんか
でやつて結構効果があつたと私たちは認識してい
ますけれども、感染例が出たら早期に介入して、
検査を実施すること、それから、感染者が多数発
生している地域等においては、感染者が一人も発
生していないなくとも従事者、入所者の原則全員に一
斉検査を実施することは、当初から行政検査の対
象でした。それを、蔓防については集中的な実施計
画の策定を要請し、それにについて行政検査をして
おりますが、それ以外の自治体においても、地域
の感染状況やワクチンの接種状況を踏まえまし
て、独自に集中的な実施計画を策定して検査を行う
ことを可能としておりまして、実際に、蔓防重点

区域外、区域に指定されていない期間や地域でも、これを実施している自治体がございます。

こうした高齢者施設に対する必要な検査が確実に行われるようにしていきたいというふうに考えております。

○柚木委員

是非お願いします。大事な答弁ですよね。私は、昨日の時点で三大都市圏を出してもらいました。施設の職員さん、正規、非正規問わずそれぞれやつていく、あるいはやっている。大阪なんかは特にそうですよね、今重要ですから。それ以外のところも今ということで、これは是非、全体を点検して、また委員会あるいはコロナ本部会合とかでも確認させてもらいますので、大事な答弁をいただきましたので、よろしくお願ひします。

次に、五歳から十一歳のワクチン接種も始まつて、前回も質疑させていただきましたが、やはり私も二人の該当する娘と息子を持つ親としても思つんすけれども、やはり副反応の実情を、頻度、程度、こういったものを早めにまさに厚生科学審議会副反応検討部会で、これは実は二月の十八以降やつてないんですね。多い月は月三回ぐらいやつてているんですよ。もう既に二月末ぐらいいから接種をスタートしている自治体があるわけですから、その自治体における副反応の程度、頻度というものを早期に検証そして公表していくいただきたいんです。

○後藤国務大臣 新型コロナワクチンの接種後に生じた副反応を疑う事例については、審議会において専門家が議論した上で定期的に公表しております。直近が二月十八日でありますのは事実です。五歳から十一歳までの子供に関する事例の報告はありません。

審議会の開催の頻度について、具体的に決めているものではないものの、これまで二週間から四

週間程度の間隔で開催してきました。副反応の評価に当たっては、副反応疑い報告を単純に集計すればよいものではなく、個別事例の専門家による評価に加えて、集団データを用いて集計、分析、評価する等のプロセスが必要でありまして、一定

程度の間隔で審議会を開催しております。

○柚木委員

今後の審議会についても、子供への接種を含め、副反応疑いの情報を集団として評価できるよう、子供への接種の進捗状況や副反応疑い報告の状況も踏まえまして、適切な頻度での開催を検討してまいりたいというふうに思つております。

○柚木委員

二月十八は、まだ子供接種をやつてないなんだから、ゼロで当たり前なので。

○後藤国務大臣

先ほど申し上げましたよう

に、適切な頻度での開催を行つていただきたいと思いま

ます。重篤な事象が発生したり、例えば心筋炎が

出たときなどは、通常のペースとは違つて、非常

に頻度を高めて開催もいたしております。なるべ

く早くに開催をする必要があるときに開催したい

と思つております。

○柚木委員

よろしくお願ひします。

それから、もうそろそろ終わりにしたいんですけど、やるんでは早期に開催をして、そして早く実態を公表していただきたいと思いますが、厚生労働大臣、いかがでしようか。

○後藤国務大臣 新型コロナワクチンの接種後に生じた副反応を疑う事例については、審議会において専門家が議論した上で定期的に公表しております。直近が二月十八日でありますのは事実です。五歳から十一歳までの子供に関する事例の報告はありません。

審議会の開催の頻度について、具体的に決めているものではないものの、これまで二週間から四

週間程度の間隔で開催してきました。その後、中長期的にとおっしゃった部分は、その後ではなくて、まさに同時進行でお願いしたいんですね。そうでなければ、また後手後手になります。

昨日も、五万人以上の方が感染され、二百四十人以上の方が、五波の三倍亡くなっていますので、決して後手後手にならぬためには、四度目の接種を早急に分科会、アドバイザリーボードなどでも検討いただいて、そして何よりも、ワクチンを確保いただきたいんですね。イギリスなどでも検討いただきたい、そして何よりも、ワクチンを確保いただきたいんですね。伊安法改正の質疑に入りたいと思います。

○柚木委員

ありがとうございます。

○橋本委員長

では、尾身先生、どうぞ御退席ください。

は大事だと思います。

○柚木委員 尾身先生、ここまでで結構です。この後、法案質疑に入りますので、ありがとうございます。

○橋本委員長

では、尾身先生、どうぞ御退席ください。

○柚木委員 ありがとうございます。

○橋本委員長

では、尾身先生、どうぞ御退席ください。

○柚木委員

ありがとうございます。

○橋本委員長

では、尾身先生、どうぞ御退席ください。

| |
|---|
| <p>今後の雇用保険制度における具体的な給付水準等につきましては、その時々の雇用情勢等を踏まえ、労働政策審議会における議論も経た上で検討する必要があると考えておりますが、一般の改正により雇用保険財政の安定的な運営を確保することを通じて、失業期間中の生活保障と再就職支援の役割を持つ失業給付を滞りなくお支払いすることなどにより、今後とも雇用保険制度のセーフティーネット機能が十分に果たされるよう適切に対応してまいりたいと考えております。</p> <p>○柚木委員 最後のくだりが水準、内容を維持していくだけというふうに受け止められるんですけども、そのためにも、次の項目に入りますが、場合によっては大臣にお尋ねして、細かいところは局長の答弁で結構ですので。新たな国庫繰入制度の運営の実効性について、本当に機動的な繰入れがちゃんと発動するのか。もっと言うと、繰入れがなされば絶対に減額にならないとか、そういうことでないと繰入れされても余り意味がないわけですから、是非、そういうった視点から伺いますので、それぞれ御答弁をいただきたいと思うんですね。</p> <p>まず、この間、労政審の中でも議論をされてきて、こういうケースであれば、例えば四バターンぐらいで政省令にちゃんと規定されていれば、そういった場合には機動的繰入れが発動する、そういうイメージができるんですが、政府案についても、そこまで明記をされないということでおざいますが、その理由も分かるんですね。余り書き込んでやうと柔軟に機動的に繰入れができるない可能性もありますから。</p> <p>ただ、いろいろなパターンを例示をいただくと同時に、別にそれ以外のケースでも機動的な発動をいただける、そういう柔軟な例示というのは政省令の書き込みは可能なわけですから、様々なパターンが読めるように工夫して、何らかの具体的な規定を是非政省令に書き込んでいただきたいんですが、いかがでしょうか。</p> |
| <p>○柚木委員 最後のくだりが水準、内容を維持していくだけというふうに受け止められるんですけども、そのためにも、次の項目に入りますが、場合によっては大臣にお尋ねして、細かいところは局長の答弁で結構ですので。新たな国庫繰入制度の運営の実効性について、本当に機動的な繰入れがちゃんと発動するのか。もっと言うと、繰入れがなされば絶対に減額にならないとか、そういうことでないと繰入れされても余り意味がないわけですから、是非、そういうった視点から伺いますので、それぞれ御答弁をいただきたいと思うんですね。</p> <p>まず、この間、労政審の中でも議論をされてきて、こういうケースであれば、例えば四バターンぐらいで政省令にちゃんと規定されていれば、そういった場合には機動的繰入れが発動する、そういうイメージができるんですが、政府案についても、そこまで明記をされないということでおざいますが、その理由も分かるんですね。余り書き込んでやうと柔軟に機動的に繰入れができるない可能性もありますから。</p> <p>ただ、いろいろなパターンを例示をいただくと同時に、別にそれ以外のケースでも機動的な発動をいただける、そういう柔軟な例示というのは政省令の書き込みは可能なわけですから、様々なパターンが読めるように工夫して、何らかの具体的な規定を是非政省令に書き込んでいただきたいんですが、いかがでしょうか。</p> |
| <p>○柚木委員 最後のくだりが水準、内容を維持していくだけというふうに受け止められるんですけども、そのためにも、次の項目に入りますが、場合によっては大臣にお尋ねして、細かいところは局長の答弁で結構ですので。新たな国庫繰入制度の運営の実効性について、本当に機動的な繰入れがちゃんと発動するのか。もっと言うと、繰入れがなされば絶対に減額にならないとか、そういうことでないと繰入れされても余り意味がないわけですから、是非、そういうった視点から伺いますので、それぞれ御答弁をいただきたいと思うんですね。</p> <p>まず、この間、労政審の中でも議論をされてきて、こういうケースであれば、例えば四バターンぐらいで政省令にちゃんと規定されていれば、そういった場合には機動的繰入れが発動する、そういうイメージができるんですが、政府案についても、そこまで明記をされないということでおざいますが、その理由も分かるんですね。余り書き込んでやうと柔軟に機動的に繰入れができるない可能性もありますから。</p> <p>ただ、いろいろなパターンを例示をいただくと同時に、別にそれ以外のケースでも機動的な発動をいただける、そういう柔軟な例示というのは政省令の書き込みは可能なわけですから、様々なパターンが読めるように工夫して、何らかの具体的な規定を是非政省令に書き込んでいただきたいんですが、いかがでしょうか。</p> |
| <p>○柚木委員 最後のくだりが水準、内容を維持していくだけというふうに受け止められるんですけども、そのためにも、次の項目に入りますが、場合によっては大臣にお尋ねして、細かいところは局長の答弁で結構ですので。新たな国庫繰入制度の運営の実効性について、本当に機動的な繰入れがちゃんと発動するのか。もっと言うと、繰入れがなされば絶対に減額にならないとか、そういうことでないと繰入れされても余り意味がないわけですから、是非、そういうった視点から伺いますので、それぞれ御答弁をいただきたいと思うんですね。</p> <p>まず、この間、労政審の中でも議論をされてきて、こういうケースであれば、例えば四バターンぐらいで政省令にちゃんと規定されていれば、そういった場合には機動的繰入れが発動する、そういうイメージができるんですが、政府案についても、そこまで明記をされないということでおざいますが、その理由も分かるんですね。余り書き込んでやうと柔軟に機動的に繰入れができるない可能性もありますから。</p> <p>ただ、いろいろなパターンを例示をいただくと同時に、別にそれ以外のケースでも機動的な発動をいただける、そういう柔軟な例示というのは政省令の書き込みは可能なわけですから、様々なパターンが読めるように工夫して、何らかの具体的な規定を是非政省令に書き込んでいただきたいんですが、いかがでしょうか。</p> |

機動的な国庫繰入れにより対応すべき具体的な状況を政省令で規定することについては、かえつて柔軟な制度運用を妨げるおそれもあり、適切ではないと考えております。

○柚木委員 ということは、最後のくだりの部分でちょっとと確認で、その後、大臣にも伺いますが、まさに労政審議会の報告書において示されている考え方も踏まえないと考えております。

○田中政府参考人 今般の法案において新設する機動的な国庫繰入規定の運用に当たりましては、報告に、このよくな、今答えていたいたことも含めて、部会で議論を行い、その意見を踏まえ必要な対応を取るとの記載があります。これは、委員の求めがあつた場合には部会を開いていただくということです。それで、ちょっとと時間がなくなってきたので、ただ、書き込まないとかといふことも担保されていないわけですから。是非、一定程度、足かせにならないようなことを政省令に書き込んでいただく、あるいは、その具体的なケースであれば発動されるのかどうなのかといふことも担保されていないわけですから。是非、一定程度、足かせにならないようなことを政省令に書き込んでいただく、あるいは、そのことの議論を、この間の労政審の四項目プラスアルファで、今後まさに労政審での議論なども含めるとされているのみで、実際に、じや、どういう具体的なケースであれば発動されるのかどうなかといふことも担保されていないわけですから。是非、一定程度、足かせにならないようなことを政省令に書き込んでいただく、あるいは、そのことを是非御検討いただきたいんですが、大臣、ルファアで、今後まさに労政審での議論なども含めて書き込んでいく、今回書き込まないにしても以後そういうことにしていくとか、そういううようなことは是非御検討いただきたいんですが、大臣、いかがですか。

○後藤国務大臣 少し局長の答弁の繰り返しになりますけれども、今先生から御指摘あつたような政令で定める予定の内容は、失業等給付に係る保険料率が法律上の本則である千分の八である場合に加え、翌年度にこの保険料率が千分の八となる場合や、雇用情勢や雇用保険財政が急激に悪化した場合も実施できる仕組みとなるような政令を定める予定でございまして、分かりやすい言葉で言えば、これは繰り入れることのできる要件を書いておるわけであります。

どんな場合に繰り入れを行うかということを明確に政省令で規定することは、委員御自身も一理あるとお認めいただいたのかもしれません、かえつて柔軟な制度運用を妨げるおそれもあるといふことです。

○柚木委員 それで、大臣に伺いたいのは、今の前提で結構なんですが、確かに、具体的に書き込まなければ、これは就労形態によって違うんですが、激変緩和で千分の八が千分の二、千分の六といふことで、激変緩和ですが、いずれ千分の八に試算してもらわると大体月額で千二百円くらい、皆さん保険料負担増になるんですよ。年間で一万五千円くらいのコロナ禍で、労使共にですよ皆さんは、これは影響を踏まえて、場合によっては当面の間、雇用保険料の据置きを是非御検討いただきたいと思いますが、これは大臣、政治判断が必要

要件についての政令委任の規定はあるんですが、これは、国庫繰入れの発動を政令で定める場合に限ると。つまり、国庫繰入れ発動のための最低限の条件を定めるということであつて、例えば、四バターンが労政審で示されているわけですが、そういうバターンに該当すれば必ず発動されるということには読めないんですね。だからこそ、一定程度の例示をいただきたいというのが一つ。もう一つ申し上げると、例えば、政府案において、令和四年度における国庫繰入れの特例が規定されている中で、先ほども議論があつたのですね、しかし、それは必要な場合に行なうことができるとされているのみで、実際に、じや、どういうことかといふことも担保されていないわけですから。是非、一定程度、足かせにならないようなことを政省令に書き込んでいただく、あるいは、そのことの議論を、この間の労政審の四項目プラスアルファで、今後まさに労政審での議論なども含めると書いてあるべきこととしておなじく思いますが、これはもう資料等におつけをしていますように、激変緩和で千分の八が千分の二、千分の六といふことで、激変緩和ですが、いずれ千分の八に試算してもらわると大体月額で千二百円くらい、皆さん保険料負担増になるんですよ。年間で一万五千円くらいのコロナ禍で、労使共にですよ皆さんは、これは影響を踏まえて、場合によっては当面の間、雇用保険料の据置きを是非御検討いただきたいと思いますが、これは大臣、政治判断が必要

て、労使共に生活や経営が守れないということ

二点まとめて伺います。

間等を示すことになりますので、募集情報等提供の段階で労働条件の明示を行うことは一般的には難しいと考えております。

の段階で労働条件の明示を行うことは一般的には難しいと考えております。

容の的確な表示の義務をしつかりと履行させるとする一方で、御指摘のとおり、職業安定法において、求人企業に対しても賃金、労働時間等の労働条件を明示する義務を課しておりますので、引き続き、その履行確保に取り組んで、そういうふたトラブルのないようにしてまいりたいと考えております。

○柚木委員 終わりますが、是非、求人情報の正確かつ最新の内容を保つための措置を講じなきやならない。これは、事業者規模等あるかもしませんけれども、それを信じて行く人は違ひがない

ありがとうございます。
わけですから、そこの実効性の担保を強くお願い
して質疑を終わります。

○橋本委員長 次に、高木宏壽君。
○高木(宏)委員 自由民主党の高木宏壽です。

四一 分間 申聞をいかがおこした
ござります。当委員会では初めて、そちら側で答
弁はしたことはあるんですけども、初めて質問

をさせていただきます。
冒頭、厚労行政に関わる問題といふことで、
吉田、二、三。

前回の委員会においても取り上げられましたけれども、全国の在宅医療、介護関係者に強い衝撃言申し上げたいと思います

を与えた埼玉の医師立てこもり事件。亡くなられた医師の方には心から哀悼の誠をささげたいと思

います。政府として地域包括ケアとの関わりで推進している、そして需要も増大している在宅医療にとつて極めて大きな問題であると思います。

今回、獵銃が凶器として使用されましたけれども、当然台所には包丁もありますし、その気にな

れば凶器になるものは家中にあるわけで、まさに患者や家族の生活の場に入つていくことの怖さといふものを感じさせる事件でありますけれども、二〇一八年に全国訪問看護事業協会が実施した

などいろいろなわけで、是非御答弁いただけませんか。
○後藤國務大臣 令和四年度の雇用保険料については、雇用保険財政が極めて厳しい状況にある中で、失業等給付の保険料率は原則千分の八であるところを、実際の費用負担者である労使も参考した労働政策審議会の報告書も踏まえまして、現下の経済や雇用の状況を勘案し、令和四年度における激変緩和措置として、年度前半を千分の一、後半を千分の六とすることにいたしました。
雇用保険制度は、労使間で広く御負担いただきた保険料を原資として、雇用を失った方への失業給付や雇用調整助成金の支給といった再分配を行う機能を有しているというふうに思います。そのため、負担増の観点からのみ議論するというわけではなく、雇用保険のセーフティネット機能を十分に發揮できるよう、今般の保険料、国庫負担の見直しにより雇用保険財政の安定を図ったところでございまして、そうした趣旨を踏まえて今後議論をしていくことだと思います。
○柚木委員 是非、まさに後段の部分で、国庫負担の特に本則化に絡む部分なんですね。なぜそこを私が絡めて言うかというと、これは本来そもそも、国庫負担四分の一、本則に戻さないのであれば、コロナ禍において労使の雇用保険料負担増も据え置くべきだと思うんですよ。だって、三方一両損という言葉がありますけれども、それぞれ公労使、負担の分かち合いですよね。それで最大の分かち合いはやはり本則化。四分の一なわけですね、その十分の一ではなくて。あるいは機動的な出動だけではなくて。ですから、政府法案のように仮に労使負担を今後激変緩和措置があるんだけれども引き上げていくのであれば、せめて国庫負担も本則の四分の一に戻してからにすべきじゃないですか。

て、労使共に生活や経営が守れないということになりますか。守れなければ、保険制度の意味ないぢやないです。

是非、国の負担、本則四分の一なくして本来は雇用保険料の労使負担増しなしなんだ、そういう想点を持ちつつ、先ほど來の質疑のよう、国庫負担四分の一、本則、保険料の財政状況が悪化している場合は四十分の一だけれども回復してくれれば四分の一、この議論を、まさに本則四分の一なくして本来であれば雇用保険料の労使負担増なし、その後のコロナ禍の影響も含めて延長もあり得る、そういう認識を是非大臣、お持ちいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○後藤国務大臣 雇用保険のセーフティーネットの機能を十分発揮できるように雇用保険財政の安定的運営に努めてまいりたい、そのように申し上げたとおりであります。

○柚木委員 ちょっと職安法の方、最後行きたいので。

つまり、セーフティーネット機能を維持するということは、本則四分の一に戻らない間であつても機動的な繰入れによつて給付の水準、内容は下がらないというふうに私は理解しますので、これではまた、それぞれの委員から詰めさせていただきますので、よろしくお願ひします。

職安法のところ、資料の九、十の辺りをつけていますが、皆さん御覧ください。多分この後の委員もされると思いますが、人材サービスを利用した際のトラブルが三人に二人ですよ。約半分が、要は、聞いていないよ、違うよという話なんですね、処遇。次のページを見てください。勤務地が、半分も違う、給与も半分ぐらい違う、業務内容も三分の一ぐらい違う、労働時間も三分の一ぐらい違う、雇用形態、正社員か非正規とか、肝腎なことで、すら十ポイント以上も違うと、相談したけれども解決しなかつた、そのままにしたが三四%もいるんです。こういう中で、せめて労働条件の明示をお願いしたいんですね。

二点まとめて伺います。
求人広告に記載された募集情報を見て応募した
ら違うじゃないかということは少なくないんで
す、ここでのデータのように、応募して実際の労働
条件が異なる場合は、虚偽又は誤解を生じさせる
表示ということになるのか、これが一つです。
それから、その条件が異なる場合、求人者は労
働条件の変更について明示しなければならないと
なっていますけれども、例えば、ネットの求人情
報を見て応募した求職者は、求人者と接して初め
て労働条件が異なることが分かるなんということ
になれば、その間の応募に至るまで様々時間をか
けて調べて手間をかけて、こういったことを考え
ると、求職者保護に欠けるのではないか。募集情
報等提供事業者に対して、そもそも労働条件の
明示が必要ではないかと思うんですね。そのこと
は今回の法案に含まれておりますし、特に求職者
保護の観点から、今問い合わせました二問について
て、これは局長になりますかね、お答えください。
○田中政府参考人 まず、虚偽表示とか誤解を生
じさせる表示の件でございますけれども、今回の
改正法案におきましては、求人企業や募集情報等
提供事業者に対しても、広告において虚偽の表示や
誤解を生じさせる表示を禁止しております。例え
ば、意図して求人広告に掲載された募集情報と応
募した実際の労働条件が異なる場合には虚偽の表
示として法律違反となります。また、虚偽とま
で言えなくとも、一般的、客観的に誤解を生じさ
せる表示であれば同様に法律違反となります。
どのような場合が虚偽表示や誤解を生じさせる
表示に該当するかについては、更にできるだけ具
体化して分かりやすい周知に努めてまいりたいと
考えております。
それから、労働条件明示の件でござります。
募集情報等提供は、多数の者に対しても広く募集
情報を提供することとなる一方で、労働条件明示
となりますが、特定の労働者に対しても、その労働
者の希望等も踏まえながら具体的な賃金や労働時

の段階で労働条件の明示を行うことは一般的には難しいと考えております。

このため、募集情報等提供事業者には、求人内容の的確な表示の義務をしっかりと履行させるとする一方で、御指摘のとおり、職業安定法において、求人企業に対しても賃金、労働時間等の労働条件を明示する義務を課しておりますので、引き続き、その履行確保に取り組んで、そういうつたトラブルのないようにしてまいりたいと考えております。

○柚木委員 終わりますが、是非、求人情報の正確かつ最新の内容を保つための措置を講じなきやならない。これは、事業者規模等あるかもしませんけれども、それを信じて行く人は違ひがないわけですから、その実効性の担保を強くお願ひして質疑を終わります。

ありがとうございました。

○橋本委員長 次に、高木宏壽君。

○高木(宏壽)委員 自由民主党の高木宏壽です。

四十分間、時間をいときました。ありがとうございます。当委員会では初めて、そちら側で答弁はしたことはあるんですけれども、初めて質問をさせていただきます。

冒頭、厚労行政に関する問題ということで、一言申し上げたいと思います。

前回の委員会においても取り上げられましたけれども、全国の在宅医療、介護関係者に強い衝撃を与えた埼玉の医師立てこもり事件。「くなられた医師の方には心から哀悼の誠をささげたい」と思います。政府として地域包括ケアとの関わりで推進している、そして需要も増大している在宅医療にとって極めて大きな問題であると思います。

今回、猟銃が凶器として使用されましたけれども、当然台所には包丁もありますし、その気になれば凶器になるものは家中にあるわけで、まさに患者や家族の生活の場に入していくことの怖さというものを感じさせる事件でありますけれども、二〇一八年に全国訪問看護事業協会が実施した

調査によれば、患者や家族から身体的暴力を受けた訪問看護師は四五%、精神的暴力は五三%、セクハラが四八%と、回答した訪問看護師約三千百人のうち約半数が何らかの被害を経験しているという数字もございます。

また、昨年末には大阪のクリニックで二十六人が犠牲になった放火殺人など、今回の埼玉での医師が殺害された立てこもり事件を含め、医療関係者を狙った事件が相次いでおります。

事件に至らなくても、医療従事者が患者や家族から受ける暴力、暴言、いわゆるベイハラと呼ばれる事案が全国各地で深刻化しております。病院によつては、暴力、暴言お断りといったポスターを提示したり、職員向けのマニュアルを作つたり、警察官OBを配置したり、暴力のあつた場合は院内放送で知らせますよという対応を取つているところもあります。

もっとと医療者を守るような対策がないと、在宅医療が破綻しかねないのではないかと思っております。トラブルに発展しそうなときに医療者が相談ができる場所がないのが実情で、例えば、地域包括支援センターに相談しても、同センターは個別のケースに入ることには難しいということでも、なかなか役に立たないということで、相手が相当に困難な人物である場合、医療者が相談できる組織を設ける等、何らかの対策を是非、厚労省としても検討していただきたいと思います。

今回、凶器として使われた猟銃の所持、保管についても、私も警察OBですので、何ができるのか考えていくべきだと思います。

保管スペースの不足から、現在、ガンロッカーという固定のロッカーに保管して、弾薬も別に保管しなければならないといった様々な条件を課した上で自宅保管とするのが現状で、現行の制度でかからない、それが現状であります。

また、今回のケースでは所有目的が標的射撃なんですね。ですから、生活狩獵や駆除目的とは違うので、例えば、その場合、射撃場への委託保管

を原則とするような対応も考えられるのではないかと考えております。

通告はしておりませんので答弁は求めませんけれども、前回、大臣が答弁されておりましたけれども、是非、厚労省としても、まずは実態把握、

います。

それでは、雇用保険法等の一部改正、質問に入らさせていただきます。雇用保険というのは雇用のセーフティーネットであるとよく言われます

が、雇用のセーフティーネットである雇用保険が将来にわたつて安定的に運営されることが大事で

あります。

雇力条項というのがございます。積立金残高と差引き剰余の合計が失業等給付の二倍を超える場合は保険料率を最大千分の四引下げ可能、失業等給付の一倍を下回る場合は最大千分の四引上げ可能です。

あつて、そのためには安定した雇用保険財政が不可欠である。その観点から何点か質問をさせていただきます。

雇力条項というのがございます。積立金残高と差引き剰余の合計が失業等給付の二倍を超える場合は保険料率を最大千分の四引下げ可能、失業等給付の一倍を下回る場合は最大千分の四引上げ可能とする仕組みでございます。要は、雇用情勢が良好に推移して雇用保険財政が好調のときは保険料を下げ、逆に厳しいときは上げるということです。

あつて、このように、足下では改善の動きが強まりつつあります。

このように、足下では改善の動きが強まりつつあるものの、新型コロナウィルス感染症の感染状況の今後の雇用に及ぼす影響が不透明な中で、引き続き、コロナ禍への対応を図りつつ、雇用保険

財政の安定的な運営を確保していくための対応を取っていく必要があると考えております。

○高木(宏)委員 この弾力条項なんですかねども、保険財政的には極めて真っ当、正しいやり方なんですねけれども、雇用情勢が良好、経済状況が良好、そして企業業績も好調で資金繰りにも余裕がある、従業員もボーナス、給料も上がって余裕があるときに労使の保険料率を下げて、逆に、企業が苦しいとき、消費が落ち込んで従業員も苦しむときには上げる。何かちょっと、保険財政的に

基づき更に千分の四引き下げ、現行の千分の二になつたわけで、コロナ直前の令和元年の雇用

高水準にあつたことから、平成二十八年度に六億ほどあつたと記憶しておりますけれども、平成二十九年から令和三年度まで、法律上の措置を講じた上で暫定的に千分の二引き下げた上で、弾力倍率が二を超えていたことを踏まえて弾力条項に基づき更に千分の四引き下げ、現行の千分の二に

なつたわけで、コロナ直前の令和元年の雇用

高水準にあつたことから、平成二十八年度に六

億ほどあつたと記憶しておりますけれども、平成

二十九年から令和三年度まで、法律上の措置を講じた上で暫定的に千分の二引き下げた上で、弾力倍率が二を超えていたことを踏まえて弾力条項に基づき更に千分の四引き下げ、現行の千分の二に

なつたわけで、コロナ直前の令和元年の雇用

高水準にあつたことから、平成二十八年度に六

億ほどあつたと記憶しておりますけれども、平成

二十九年から令和三年度まで、法律上の措置を講じた上で暫定的に千分の二引き下げた上で、弾力倍率が二を超えていたことを踏まえて弾力条項に基づき更に千分の四引き下げ、現行の千分の二に

なつたわけで、コロナ直前の令和元年の雇用

高水準にあつたことから、平成二十八年度に六

億ほどあつたと記憶しておりますけれども、平成

回、雇用保険料率、国庫負担割合を見直すに当たつて、現下の雇用情勢、政府としてどのように認識されているんですか。経済状況に対する認識を、まずお伺いしたいと思います。

○田中政府参考人 まず、経済情勢ですけれども、月例経済報告によりますと、経済状況につい

ては、持ち直しの動きが続いているものの、新型

コロナウィルス感染症による厳しい状況が残る中

で、一部に弱さが見られると承知しております。

また、現在の雇用情勢は、求職者が引き続き高水

準にあり厳しさが見られるものの、令和四年一月

時点において有効求人数が十三か月連続で増加す

るなど、求人に持ち直しの動きが見られます。

このように、足下では改善の動きが強まりつつ

あるものの、新型コロナウィルス感染症の感染状況の今後の雇用に及ぼす影響が不透明な中で、引

き続き、コロナ禍への対応を図りつつ、雇用保険

が全国に拡大する中で、雇用保険臨時特例法や累

次の補正予算によって各種の雇用対策が講じられ

てきております。

具体的には、大幅な雇用調整助成金の拡充や、

雇用調整助成金を補完する制度である新型コロナ

ウイルス感染症対応休業支援金・給付金の創設、

そして、新型コロナウィルス感染症の影響により離職した者等に對しては基本手当の給付日数の延長に関する特例措置も講じてきたわけで、こうし

た特例措置等を行つてに際し安定的な財政運営を確

保するため、雇用保険臨時特例法により、令和二年度及び令和二年度に限り、失業等給付に対する特例措置も講じてきたわけで、こうした

雇用調整助成金を補完する制度である新型コロナ

ウイルス感染症対応休業支援金・給付金の創設、

そして、新型コロナウィルス感染症の影響により離職した者等に對しては基本手当の給付日数の延長に関する特例措置も講じてきたわけで、こうした

下落を記録しました。

四・六%、リーマン・ショック時を超える最大の影響をもたらす緊急事態宣言の発令などで休業者も一時的に急増して、特に感染拡大の厳しい影響を受けた宿泊業、飲食サービス業などは、雇用者数の減少や新規求人の回復の遅れなど、雇用にも大きな影響を与えたわけでありますけれども、こうした中で、失業率の急上昇を食い止めて、企業の雇用維持を支援する中心的な役割を果たしてきたのが、この雇用保険二事業の雇用調整助成金であつたと思つております。

○高木(宏)委員 ありがとうございます。

このように、足下では改善の動きが強まりつつあります。

失業率の抑制効果についてですが、令和三年度は、
効率経済白書で推計を行つております。一定の効率
の下での推計でありまして、相当の幅を持つて
る必要がありますが、これによりますと、二〇二〇年四月から十月の完全失業率が一・六%ボン
ト程度抑制されたと分析されております。完全失
業率の上昇が緩やかなものにとどまつているこ
となどを見ると、労働者の雇用や生活を守ること
一定の役割を果たしたと考えております。
一方で、休業の固定化や、スキル、意欲の低
など、特例の長期化に伴う弊害も懸念されてい
ところでござります。

○田中政府参考人　雇用保険財政につきましては、雇用情勢がコロナ前までは良好に推移してきたこと等から暫定的に雇用保険料及び国庫負担の引下げを行つてきましたけれども、コロナ禍の対応により極めて厳しい状況に陥つております。令和四年度予算案では、失業等給付関係の收支は、保険料率の引下げの継続や雇用調整助成金等への貸出しを行うことにより、今御指摘のとおり、今年度末時点で一・三兆円程度と見込まれます。そして積立金を大幅に取り崩す見込みであります。そこで伺つておきたいと思います。

は千分の一、そして十月以降の後半は千分の六とします。また、国庫負担につきましては、雇用情勢や雇用保険の財政状況に応じた負担割合とすることに加え、機動的に国庫からの繰入れを可能とする仕組みを常設化するとしているところであります。

こうした新たな仕組みを適切に運営していくことで、予期せぬ景気変動に伴う雇用情勢の悪化が生じた場合にも、雇用のセーフティーネット機能が適切に果たされるものと考えているところでございます。

雇用保険制度につきましては、引き続き、保険

そのような危機のときには、やはり災害や経済危機が来るのを前提とした準備が欠かせないと私は考えるわけですが、それともほども触れたように、コロナ禍前に積立金が潤沢にあるからといって雇用保険料率や国庫負担割合を下げてきたわけで、準備が不十分だったところもあるのではないかと考えております。

今後の経済活動の再開に向けては、人手不足分野や成長分野における人材の確保も重要であり、経済や雇用情勢を見極めながら雇用の維持を図るとともに、人材活用や再就職支援にも取り組み、バランスの取れた雇用対策を進めてまいりたいと考へております。

の結果、令和四年度末の積立金残高は約五百億円というふうに、非常に僅かな額になる見込みとなつております。

○高木(宏)委員 今、御答弁いただいたように、改正案に盛り込まれた保険料率を前提としても、令和四年度末の残高は僅か五百億円。雇用のセー

料として国庫負担により必要な財源を確保し将来にわたって安定的な運営を図つてまいりたいと考えているところでございます。

○古賀副大臣 高木委員が御指摘されたまことに、今、コロナ禍での非常時におけるこの雇用政策策であります。しかし、しっかりと今後も平時から、コロナ禍が収まつた後に平時から検討していくべきじやないかと、大変大事な指摘だというふうに受け止めております。

○高木(宏)委員 一定の効果、前向きに評価しているとのことです。一方、こうした特例措置による財政支出で、支出が保険料収入を大幅に上回って、その補填のために雇用安定資金残高は令和二年度末でゼロとなる、積立金も枯渇する、極めて厳しい状況になってしまいます。

そのため、令和三年度補正予算において、令和二年六月に施行された雇用保険臨時特例法により設けられた任意継入規定等により、当面の雇用調整助成金の財源及び雇用保険財政安定のため、一般会計から労働保険特別会計雇用勘定に対しても、二・二兆円の繰入れが実施されています。これにより、この繰入額を令和三年度中の支出に充て

フティー・ネットとしての本来の役割が果たせるのか、大きな疑問であります。単年度の収支も均衡しない。さらに、積立金が大幅に減少した大きな要因は、これは令和二年度から令和四年度までの累計で約三・一兆円に上る雇用安定事業費への貸出しであります。現時点で返済のめどは立っていない。

雇用保険財政の立て直しはまさにこれから取り組んでいかなければならない状況にあると考えておりますが、現時点で雇用保険財政の立て直しに向けて政府として何らかの方向性を持つているのか。持つて居るのであれば、その具体的な方向性について、副大臣にお答えいただきたいと思いま

新型コロナウイルス感染症は百年に一度の感染
の大流行で、政府は緊急事態措置などに伴う休業要請によるもの、国の感染症対策によるものであるから、雇用調整助成金等に要した費用は既存の制度の枠組みから捻出するのではなく、国の感染症対策に係る経費として一般会計から負担すべき、そうした意見もございます。

リーマン・ショックのときも雇調金の拡充などで対応したわけですが、二〇〇八年から二〇一〇年度の執行額を累計しても約一兆円に満たないのに対し、今回の新型コロナ禍の下では、支給決定額は既に五兆円近くになっていると承知しております。

そして、実際、今回の法案につきましても、本年の一月ですが、労働政策審議会において要綱を諮詢した際に、公労使一致した意見として、雇用保険制度は労働者や使用者が負担する保険料と国庫負担から成り立つ仕組みであり、雇用保険財政の立て直しに向けてまさにこれから取り組んでいく状況であることから、雇用保険事業における諸給付及びその費用負担の在り方については、引き続き、労政審において総合的に検討を行うべきだという意見を付された上で、こうした意見を厚生省が最大限尊重することを前提に、法案の要綱についておおむね妥当とされたところだと受け止めております。

た後に残る令和三年度末の積立金は約一・三兆円となる見込みであります。が、令和四年度も、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、引き続き雇用調整助成金の支出が想定されること等を勘案すると、雇用保険財政の見直しは喫緊の課題であります。

○古賀副大臣 現在の雇用保険財政の状況は、高木委員から御指摘いただき、そして局長から御答弁させていただいたとおりでございます。そういうつた保険財政の状況を踏まえまして、今回の法案におきましては保険料及び国庫負担両面

症パンデミックと言われております。リーマン・ショックのときも百年に一度の危機と言われたわけですが、こうした危機というのは二三十年、三十年周期で起こるとも言われております。これからもこうした危機は起こるわけですか、雇用保険というのは、日本の労働政策の中でも

厚労省としましては、この趣旨をしっかりと受け止めて、コロナ禍における対応の検証を進めるとともに、その結果を踏まえて、引き続き検討してまいりたいと考えているところであります。○高木(宏)委員 しっかりと検討をお願いしたいと思います。

そこで、雇用保険財政に対する、どのように認識されているのか、そして、令和四年度の失業等

から見直しを行う。具体的には、保険料率については、原則千分の八であるところを、年度前半に

重要な位置を占める制度であります。コロナ禍のような経済危機のときに大きな力を発揮する制度

雇用保険料率については、令和二年度の弾力倍率が一・八五ということで、弾力条項により引下

| |
|---|
| <p>げが可能な二を下回っていることや、法律により暫定的に千分の一に引き下げていた措置が令和三年度末で期限を迎えることから、失業等給付に関する保険料率は原則の千分の八に戻るところ、今回の改正案では、コロナ禍における労使の負担が過大とならないように配慮して、激変緩和措置とすることで、令和四年度においては、四月から九月までは千分の二、同年十月から令和五年三月までは千分の六と、年平均で千分の四としたわけでありますけれども。</p> <p>回復途上にあるものの新型コロナの経済への影響はまだまだ残つておりますが、妥当な措置として評価するわけですけれども、年度途中で雇用保険料率が変わるというのは平成十四年に一度だけあつたと承知をしておりますけれども、極めて変則的であり、事務手続の負担が生じることも予想されます。料率の変動に事業主が円滑に対応できるよう、丁寧な周知を始めとしたきめ細かな方策を行なうべきと考えますが、いかがですか。</p> <p>○田中政府参考人 今回、御指摘のように、異例の措置として年度途中での保険料率の変更を行うことになっておりますけれども、このことに関しても、労働政策審議会においても使用者代表委員から丁寧な周知等を求める御意見をいただいておりまして、しつかり対応していく必要があると考えております。</p> <p>厚生労働省としては、変更内容のお知らせや説明会の実施などにより、できる限り早期に事業主の皆様への周知が行き届くよう、あらゆる機会を通じた周知の徹底に努めてまいりたいと思います。</p> <p>また、保険料を納付いただぐ際の事務負担の軽減のため、申告に当たつて活用できる計算支援ツールを作成してホームページで周知するとともに、都道府県労働局における丁寧な相談対応を行うなど、円滑な手続に向けた取組も進めてまいります。</p> <p>○高木(宏)委員 雇用保険の保険事故である失業等については、政府の経済政策や雇用政策と関わ</p> |
| <p>りを持つており、政府もその責任の一端を担うと理解しております。</p> <p>今回の改正案では、求職者給付の国庫負担を附則で規定する暫定措置の対象から外して、雇用情勢や雇用保険財政に応じて異なる割合を適用する場合は現行の本則と同じ四分の一で、それ以外は四十分の一とします。雇用情勢等が悪化していることとしております。雇用情勢や雇用保険財政が悪化した場合に国庫負担の割合を増やすという考え方方は理解できるわけですが、国庫負担の本則復帰については、労働政策審議会の雇用保険部会も再三にわたり国庫負担の割合を四分の一に戻すように求めできていると承知をしております。</p> <p>また、令和二年の法律改正時の衆参厚生労働委員会の附帯決議においても、雇用政策に対する国庫負担の責任を示すものである雇用保険の国庫負担については、改正後の雇用保険法附則第十五条の規定に基づき、早期に安定財源を確保し、本則に戻すこと、また、今回の限的な国庫負担率の引下げの措置の継続については、令和三年度までの二年度間に厳に限った措置とすることといたします。</p> <p>まさに、雇用保険事故である失業は、政府の経済政策、雇用政策とも関係が深く、政府もその責任を担うべきという考え方方が背景にあるわけですから、国庫負担割合について変更を加える場合にあっては、国の責任という観点からも十分な説明が必要だと考えております。</p> <p>そこで、お伺いしますけれども、失業等給付の国庫負担について、本則の負担割合である四分の一ではなく、今回新たな国庫負担の仕組みを導入するに至った考え方についてお伺いしたいと思います。</p> <p>あわせて、雇用情勢及び雇用保険の財政状況が悪化している場合以外は国庫負担割合は四十分の一となるわけですが、コロナ禍からの経済の回復途上にあると言われる令和四年度においては、</p> |
| <p>もその要件は満たしておらず四十分の一となるわけで、二つの要件、今、失業等給付の受給者は四十万人から五十万人で推移していると記憶しておられますけれども、この二つの要件をいずれも満たすのは極めて難しいと考るわけですが、受給者人員の月平均七十万人以上の要件の根拠と、四分の一が適用される具体的な状況についてお答えいただきたいと思います。</p> <p>○田中政府参考人 雇用保険における政府の役割、国庫の役割についての認識については御指摘のとおりで、従来の考え方を変更するものではありません。</p> <p>○田中政府参考人 雇用保険の役割についての認識については御指摘のとおりで、従来の考え方を変更するものではありません。</p> <p>そこで、厳しい財政状況の中で、今後とも雇用保険財政の安定運営を図っていく観点から、今般、失業等給付に係る国庫負担の見直しを行なうこととしたところでありまして、雇用情勢や雇用保険の財政状況に応じた仕組みとするため、雇用情勢及び雇用保険財政が悪化したときには四分の一、それ以外のときには四十分の一とした上で、これに加えて機動的に国庫からの繰入れを可能とする仕組みを常設化することで、こうした仕組みを活用して雇用保険財政の安定的な運営を図ろうとするものでございます。</p> <p>その上で、失業等給付の国庫負担率が四分の一となる基準である受給者実人員七十万人という水準ですが、これは、雇用情勢が相当程度悪化した状態として、原則の雇用保険料率を設定するに当たっての基本想定としている六十万人と、近年で最も高い水準である八十五万人の中間程度の水準をもつて設定をしております。</p> <p>受給者実人員は、今般のコロナ禍においても、雇用調整助成金の特例などの効果もあって大きく増加しておりませんけれども、過去には、リーマン・ショック時の平成二十一年度 アジア通貨危機、ITバブル崩壊など長期的な不況にあつた平成十数年前後との時期においてこの七十万人という水準を超えており、今後においても十分に想定され得るものであると考えております。</p> <p>○高木(宏)委員 改正案では、さらに、これとは</p> |
| <p>別枠の新たな国庫繰入制度を創設することとしておりますけれども、一定の要件の下、機動的に国庫から繰入れができる新たなこの制度について、何よりも制度の機動性、特に実効性を担保することは重要だと考えております。それがひいては雇用保険財政の安定化に資するわけで、どのような国庫繰入れの要件、制度の運用を想定しているのか、お伺いします。</p> <p>○田中政府参考人 今般の新たな国庫繰入の要件は、失業等給付に係る保険料率が法律上の本則である千分の八である場合に加えて、翌年度に保険料率が千分の八となる場合や、雇用情勢や雇用保険財政が急激に悪化した場合も対象となるよう、政令で定める予定でございます。これにより、失業者の増大等による財政リスクの発生などを踏まえ、より機動的に国庫を投入できる仕組みとなると考えております。</p> <p>また、この規定の運用に当たりましては、労働政策審議会の報告書におきまして、保険料の本則をを超えた引上げが可能である弾力倍率一を下回る場合であつて、雇用保険財政の悪化により積立金が不足し、失業等給付の支払いが生ずるおそれがある場合などにおいて、機動的な国庫繰入により対応すべきであるとの考え方を示されております。</p> <p>厚生労働省としては、こうした議論も踏まえつつ、適切に制度を運用することで、雇用保険財政の安定的な運営を図つてまいりたいと考えております。</p> <p>○高木(宏)委員 雇用保険二事業の収支についてお伺いしたいんですけど、緊急事態宣言など国の感染症対策が雇用に与える影響への対応は、先ほども申し上げたとおり主として雇用保険二事業を含めた雇用保険措置の拡充等によつて対応してきたわけで、令和二年度及び令和三年度の規模と比較すると、令和四年度予算の雇用調整助成金の支出は大幅に少ない上、積立金からの借入れも両年度の半分以下であります。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立</p> |

たない中、企業の雇用維持を支援する中心的な政策であつた雇用調整助成金の特例措置の取扱いを含めて、雇用保険二事業の収支の見通しについてお伺いします。

○田中政府参考人 雇用調整助成金につきましては、昨年末以降、支給が減少しておりますけれども、令和四年度予算案には、四月以降も一定程度支給が続くことを想定して、約〇・五兆円を計上しております。当面の執行には問題がないと考えておりますが、今後も、執行状況を注視しながら、必要に応じて適切に対応してまいります。

また、雇用保険二事業の収支につきましては、雇用調整助成金に必要な予算額を措置する必要がある中では、剩余を計上することは困難であり、令和四年度予算案においても雇用調整助成金以外の事業内容を厳しく精査しているところでございま

す。
そうした中においても、一定期間、一定の規模で、成長分野への労働移動の円滑化や人材育成を強力に推進していくため、人への投資に必要な予算として約一千億円を計上するなど、必要な事業についてはしっかりと実施することとしております。

○高木(宏)委員 雇用保険の財政構造で私が懸念しているのは積立金からの借入れであるわけですけれども、今回の改正案で、積立金からの借入額の返済については、二事業収支の剩余の二分の一の範囲内での返済猶予、一定の場合に返済免除ができる規定が盛り込まれたわけですけれども、新型コロナ感染症の、受ける前の二事業の剩余の規模、例えば令和元年度は千十億円、平成三十年度で約千九十六億円と考へると、債務の解消に極めて長時間を要することが見込まれるわけであります。

また、借入額の規模を考えると完済が危ぶまれるわけですが、借入額の返済の在り方にについて令和六年度末を目指すとする検討規定を設けておるわけですが、本来は借入れが生ずる前に、銀行の融資もそうですけれども、返済の在り方につ

いては検討するものなんですねけれども、コロナ禍における二事業は、雇用調整助成金の特例措置、休業支援金制度の創設で、雇用保険二事業で異例の個人給付の実施で、本来は増大したであろう失業等給付、これを抑えたことから、失業等給付に係る労使や国庫の負担等を実質的に肩代わりしている側面もあるわけであります。

借入額の返済を全事業主負担である雇用保険二事業の剩余のみで負担するのはおかしいのではないかという考え方でございます。また、剩余の規模からも返済がなかなか難しいと考えます。

一般会計からの繰入れも行われている雇用保険二事業の免除の在り方を含め、借入額の返済について厚労省としてどう考えているのか、お伺いします。

○田中政府参考人 御指摘の雇用保険二事業における借入額の返済の在り方につきましては、労働政策審議会の議論において、労働者代表委員からは、労働者が拠出した保険料が含まれる積立金から貸出額が保全されるべきとの意見があつた一方で、使用者代表委員からは、委員御指摘のようないい意見、すなわち、雇用調整助成金の特例や休業支援金制度の創設により、失業等給付に係る労使双方で、使用者が負担すべきとの意見もありました。

こうした検討は、今後、雇用調整助成金の特例措置が雇用保険財政に与えた影響、そして、コロナ禍で露呈したセーフティーネットの欠陥などを、こうした点を総合的に検証して、先ほど申し上げたように、二十年、三十年ごとに危機はやってまいります。今後の危機における対応に役立てるべきと考えるわけですけれども、所見を伺いたいと思います。

○古賀副大臣 今、委員御指摘のコロナ禍における雇用対策として、雇用調整助成金の特例措置、あるいは休業支援金制度の創設、求職者支援制度の特例といった、雇用保険制度における特例的な対応を講じて、状況に応じたセーフティーネットの確保に今日まで努めてきたところでございました。

こうした取組によりまして失業の抑制に相応の効果が認められた一方で、雇用保険財政には御指摘のように大きな影響があり、厳しい財政状況になつているところであります。

今回の法案につきまして一月に労働政策審議会に要綱を諮問した際には、公労使の一致した意見として、今般のコロナ禍に対応するため、雇用保険制度において講じた様々な特例的な対応について、公労使が参加する労政審において検証を進め

たと評価をしております。

一方、コロナ禍を通してこうした対策を打つ過程で、雇用のセーフティーネットが不十分な点、各種の課題も明らかになりました。例えば、雇用調整助成金の支給手続の問題、それから、シフト労働者やフリーランスなど不安定就労を余儀なくされている人々に対するセーフティーネットの整備、雇用調整助成金に関する特例措置の在り方、スキル転換や労働移動推進に関する課題等々、それから、従業員シェアリングの課題、働き手の規模からも返済がなかなか難しいと考えます。

そこでお伺いしますけれども、コロナ禍における雇用対策として雇用保険制度を活用して講じた影響、特に雇用調整助成金の長期にわたる特例措置が雇用保険財政に与えた影響、そして、コロナ禍で露呈したセーフティーネットの欠陥などを、こうした点を総合的に検証して、先ほど申し上げたように、二十年、三十年ごとに危機はやってまいります。今後の危機における対応に役立てるべきと考えるわけですけれども、所見を伺いたいと思います。

○吉田(久)委員 公明党の吉田久美子でござります。

本日は、厚生労働委員会委員としての初質問となります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

雇用保険制度の見直しについてお伺いします。

公明党は、二月二十四日、長期化しているコロナ情勢から国民の雇用、事業、生活を守り抜くという観点から、政府に対して提言をまとめて、提出させていただきました。その中で、いまだに蔓延防止措置が続く区域も残る感染状況から、雇用への影響もやはり出続けていることもあり、雇用調整助成金、休業支援金、緊急雇用安定助成金については現状の制度内容のまま六月いっぱいまで延長していくだけとの発表が翌日ございました。大臣始め政府の決断に大変感謝申し上げたいと思います。世界的に見ても完全失業率を低く抑えてくることができたのも、この制度を活用してきたからだと言えると思います。

その上で、今回の法改正ですが、コロナの長期化で雇用調整助成金等の支出が積み上がりました。二月末、およそ、雇用調整助成金五・四兆円、休業支援金・給付金二千七百億円、合わせて累計で五・七兆円という支出でございました。積立金も底をついてしまったということで、今回の法改正にならざるを得なかつたと思いま

す。厚生労働省としては、この趣旨をしっかりと受け止めて、将来の危機における対応に資するべく、今後も今般のコロナ禍における対応の検証を進めてまいりたいと考えているところであります。

○高木(宏)委員 雇用保険財政の立て直し、まだスタートしたばかりでありますので、しっかりと検討していただくようお願いして、私の質問を終わります。

○橋本委員長 次に、吉田久美子君。

本日は、厚生労働委員会委員としての初質問となります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

雇用保険制度の見直しについてお伺いします。

公明党は、二月二十四日、長期化しているコロナ情勢から国民の雇用、事業、生活を守り抜くという観点から、政府に対して提言をまとめて、提出させていただきました。その中で、いまだに蔓

延長していくだけとの発表が翌日ございました。

大臣始め政府の決断に大変感謝申し上げたい

と思います。世界的に見ても完全失業率を低く抑

えてくることができたのも、この制度を活用して

きたからだと言えると思います。

その上で、今回の法改正ですが、コロナの長期

化で雇用調整助成金等の支出が積み上がりま

した。二月末、およそ、雇用調整助成金五・四兆

円、休業支援金・給付金二千七百億円、合わせて

累計で五・七兆円という支出でございました。

積立金も底をついてしまったということで、今回の

法改正にならざるを得なかつたと思いま

す。これは理解できるところではあります。

| |
|--|
| <p>法改正をしなければ保険料率が四月から元来の千分の八に戻ることになるため、激変緩和措置といたことで、今回、当面は千分の二、現状を維持し、その上で本年十月から千分の六に、つまり現行の三倍に引き上げることになるという改正でございます。</p> <p>私は、さきの選挙で初当選させていたぐまでは、主婦目線庶民目線で政治を見詰めてまいりました。先ほど高木委員より同じ御指摘がございましたけれども、素朴に感じるのは、世の中、景気がいいときには賃金も上がり、少しは貯蓄に回す余裕も生まれるものであります。が、景気が落ち込めば出費も切り詰め、食卓からはおかずも一品減るとか、とにかく少しでも家計の負担を抑えようとして努力するものです。</p> <p>それは今回、逆の形で、法改正で、そもそも景気がよかつたときに、積立金も増えていたことから雇用保険料の負担も抑えて、国庫の繰入れも減らしていた。その中でこのコロナ禍に見舞われ、想像以上の支出となり、とうとう積立金もゼロになってしまった。今回の法改正によって、本来の保険料率までは戻さないまでも、現行よりはずれ、十月に引き上げること、誰も予想できなかつたコロナ禍という特殊事情であるとはいえない事態になつていることを深く憂慮しております。</p> <p>改めてお伺いしたいのは、本法案によつて雇用保険財政の安定化を図ることができるようになるのか。また、今回定める新たな国庫繰入規定の条件に照らして、本当に、予測できない雇用情勢に見舞われたときに機動的に国庫を投入できるような制度になつたのかを改めて確認をさせていただきます。</p> <p>○田中政府参考人　まさに、現在の雇用保険財政の状況に鑑みて今回の法改正を御提案させていたいでおります。</p> <p>細かになりますけれども、今回の新たな国庫繰入制度につきましては、機動的な国庫繰入規定といたものを、通常の定率の負担の枠組みを超えて新たにつくります。その国庫繰入れの要件につきまして、失業等給付に係る保険料率が法律上の本則である千分の八である場合に加えて、翌年度に保険料率が千分の八となる場合や、雇用情勢やなどの際により機動的に国庫を投入できる仕組みとなつております。</p> <p>保険料率の引上げについて、こういう厳しい時期に御負担を求めるのは非常に心苦しいところでありますけれども、雇用保険料といふものは、幅広く負担をいたぎながら現に必要とされている方が、その趣旨、考え方も関係者の皆様にしっかりとお知らせをして御理解を求めていきたいと考えております。</p> <p>○吉田(久)委員　育児休業給付についてお尋ねします。</p> <p>本年一月二十五日の日本経済新聞に、雇用保険制度にある育児休業給付が財源不足に陥るとの記事が掲載されておりました。この記事の中で、今年四月から始まる男性の育児休暇新制度にも触れておりました。</p> <p>今後、育児休業取扱者を増やすという政策を進めていく中で、かつ、これまでの支給期間を延長する施策であることから、財源不足になるということがないような制度設計にしていかなければ、被保険者も安心して利用することができません。</p> <p>同記事の中で、育児給付制度を雇用保険制度から分離する可能性について指摘し、今年度から厚生省は財源の在り方を見直す検討に入ると断定的に書かれておりました。この点についても確認をさせていただきたいと思います。</p> <p>○田中政府参考人　雇用保険制度に基づきます育児休業給付の在り方の検討に当たりましては、まず、従来の給付の伸び率で増加し続けるとしておりました。</p> <p>企業にとっては総体的なコストダウンを図れる一方で、非正規の方、フリーランス、副業、兼業</p> |
|--|

ととしております。

したがつて、募集情報が虚偽であつた場合、まづ求人企業の責任が問わされることになりますけれども、募集情報等提供事業者についても、求人内容の正確性を確認するため必要な対応が求められることとなります。

今回の改正内容について、求人企業や募集情報等提供事業者に対してしっかりと周知してまいりたいと考えております。

○吉田(久)委員 求職者の側に立つた制度になつていただきたいと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございます。

○橋本委員長 午後一時から委員会を開きま

す。

午後一時開議

○橋本委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

す。

質疑を続行いたします。鈴木敦君。

○鈴木(敦)委員 国民民主党の鈴木敦です。

本日は、本来委員の田中委員に代わりまして、

たつての願いで今回時間を融通していただきまし

た。

私は、この雇用保険法について、あるいは働き

方といふものについて何より重視をしてまいりま

した。その理由は、まず第一点に、この部屋の委

員の皆さんの中でも私が一番若いんです。なので、

社会情勢上、若者の貧困対策ですとか若者の経済

対策をおつしやる場合には、私たちの意見がな

れば分からぬのが、まず一点です。そして、次

のもう一点、これは非常に大切なエッセンスです

けれども、私自身が非正規雇用を経験している、

あるいは失業を経験している、そういう若者の代

表なんですね。ですから、雇用保険あるいは労働に

関しての問題を審査する場合には、私たちの意見

が、直接皆様に声が届いていないと実態とはかけ

離れた議論が繰り返されてしまう、私はこのよう

に思うんです。

なので、本日はいい機会ですから、十五分です

けれども、皆様に是非、質問は私がさせていただ

きますが、同時に、参考人だと思って私のお話を

聞いていただき、そしてこの後の審査に資する

内容にしていただきたい、このように思います。

まず、このコロナ禍におきまして、非正規雇用

の皆さん、何が一番非正規で困っているか。それ

は、一つは休暇の問題です。正規の雇用と違いま

で、休めばその分お給料が減る。単純な話なん

です。もう一つは、シフトの問題です。正社員でも

シフト制で働いていらっしゃる方はたくさんい

らっしゃいますけれども、非正規雇用でシフトで

働いている方は、シフトが減ればお給料が減るん

です。なので、コロナで人を削減したり、あるいは

は出力で工場を動かしたりしている場合には、

非正規の皆さんには生活に直接ダメージがある、こ

ういう実態があります。

ただ、昨今、雇用調整助成金あるいは在籍出

向型の産業雇用安定助成金など様々な助成をして

いただいているおかげで、幸いにして失業率はそ

んなに上昇しておりませんけれども、一方で、国

がかつては持っていた、セーフティーネットと呼

ばれる雇用保険ですか、あるいは様々な取組

が、このコロナという緊急事態、あるいは今まで

想定していなかつた状態で顕在化してきた、この

よう思います。

それを申し上げた上で、シフト制ですか非正規

ですかと、こういった皆様が、短時間、今に基

準でいいますと、週に二十時間以下で働いてい

る方、これは私の同級生にもまだたくさ

んいるんです。ただ、私たちの世代はそうです

し、ほかの方々もみんなそうですね。お

父さんとお母さんだけが働いているわけじゃな

い。

俗に今、社会的に問題になつていますけれども、

も、ヤングケアラーと呼ばれる方々もそれと同じ

です。ただ、彼らも一つの家計を支えているわけ

かもしれないけれども、私が申し上げている

フリーランスっていうのは、ごくごく小さな単価で

仕事を請け合っている方、コピーライターだとか

フリーライターだと、そういう方々を指して

います。そういう方々は雇用契約ではないので、

当然、雇用保険が適用範囲にならないというその

私が大学を出るときには東日本の大震災がありました。社会上あるいは経済上の理由で、仕事に就けない、正規の仕事に就けない方々も多くいらっしゃる、このことは是非念頭に置いていただきたい。

それを申し上げた上で、この週二十時間という

雇用時間の制約、これは、今このコロナの状況を見ても、時間だけに就業時間の適用範囲を求める

というのは、これは現代の労働環境にはそぐわない

ものだと私は思いますけれども、大臣はいかが

でしょうか。

○後藤国務大臣 雇用保険制度は、週所定労働時間

が二十時間以上かつ三十一日以上雇用見込みが

ある労働者を適用対象としています。これは、自

らの労働による賃金で生計を維持している方につ

いて、失業時に必要な給付を行い、求職活動を支

援するという考え方に基づいております。

週所定労働時間が二十時間に満たない方は、労

働時間がフルタイムの半分にも満たない方である

ため、こうした趣旨に照らして、雇用保険適用の

対象外としているというのが、雇用保険制度にお

ける労働時間の考え方の基本です。

○鈴木(敦)委員 本来の働き方はそうだったのか

かもしれません。しかし、かつてのように、家計を

支える人が一人とは限らないという今の実態

です。実際に、おやじの仕事は余り給料がありませ

せんでしたので、私も家計にバイトをして金を入れたこともありますけれども、そういうふうに働

いている方々も多數いらっしゃるわけですね。お

父さんとお母さんだけが働いているわけじゃな

い。

○鈴木(敦)委員 是非、時間がかかるとしても構わ

ないと私はいますが、検討はしていただいた方が、こ

れから先、いや、急激に家計を支えるのがお父さ

んだけの時代が返つてくるかといえば、それは私

は考えられないと思いますので、是非、慎重で構

いませんでの検討はしていただきたい、このよう

おりの実態だと思っています。

○鈴木(敦)委員 是非、時間がかかるとしても構わ

ないと私はいますが、検討はしていただいた方が、こ

れから先、いや、急激に家計を支えるのがお父さ

んだけの時代が返つてくるかといえば、それは私

は考えられないと思いますので、是非、慎重で構

いませんでの検討はしていただきたい、このよう

に思っています。

○鈴木(敦)委員 そして、今働き方の多様性という御発言もあり

ましたので続けてまいりますが、今この適用外に

なっているのはフリーランスの方々も同じです。

フリーランスって、皆様想像されるのは、今、

町中を自転車で走つていらっしゃる方を想定され

るかもしれませんけれども、私が申し上げている

フリーランスっていうのは、ごくごく小さな単価で

仕事を請け合っている方、コピーライターだとか

フリーライターだと、そういう方々を指して

います。

そういう方々は雇用契約ではないので、

当然、雇用保険が適用範囲にならないというその

ところです。

ロジックは分かるんですが、一方で、そういうふうにフリーランスで働いている方々の功績だと実績が皆さんの身の回りにもたくさんあるという、これが一つの実例として把握をしてもらいたいといふうに思います。

例えば、新規に展開するお店のチエーン店のお名前を考えると、あるいはロゴマークをくつづけるとか、デザインをする。あるいは、今、インターネットでよくまとめサイトというのを皆さんも見たことがありますけれども、そのライ

ティングというのは実はフリーランスがやっているんです。私も何本か書きましたので、あれは単価三千円とか五百円とかすごく安いんですけど

も、それでもフリーランスで働いて家計を支えている方々もいらっしゃるわけで、そう考えれば、このフリーランスという働き方に対しても何らかの措置を講じなければならないというふうに思います。ただ一方で、じゃ、彼らは雇用主なのかあるいは就業者なのか、どちらかということが分からないので、フリーランスを今後どのように位置づけていくのか、大臣はどうのように御見解をお持ちでしょうか。

○後藤国務大臣 今委員御指摘のように、フリーランスは、働く個人という側面とともに事業者としての側面も有しているほか、その働き方は業種や職種、仕事内容によっても大きく異なっておりまして、多種多様であると思います。このため、多様な働き方を選択できる社会を実現する観点から、フリーランスの働き方の実態や課題等に応じた取組を進めていくことが重要だと考えていました。雇用関係を前提とする各種社会保険制度のフリーランスなどへの適用については多くの課題がありますけれども、今後、労働者皆保険の実現に向かって取組を進めていく中で課題を整理していくといったふうに思っています。

また、厚生労働省としては、フリーランスとして業務を行つても個々の働き方の実態に基づ

いて実質的に労働者と認められる場合には、これは労働関係法令による適切な保護を図つていくことをしております。

さらに、関係省庁と連携しまして、昨年三月に策定した、独禁法や労働関係法令の適用関係等を明確化するガイドラインの周知、フリーランスの契約上のトラブルなどについてワンストップで相談できる窓口での丁寧な相談対応など、フリーランスが安心して働ける環境の整備に取り組んでいきたいと思います。

○鈴木(敦)委員 フリーランスの取扱いは非常に難しいと思いますが、例えば休んでいるのか、失業しているのか、それが区別がつかないですとか、様々仕組み上、難しいのは分かるんですが、ただ、一つの在り方として、今から検討を開始しないと間に合わない課題だというふうに私は思っております。是非、検討を開始していただきたいと思います。

時間の都合上、最後の質問になってしまいますが、それでも、就業マッチングについて質問をさせていただきたいと思います。

今回、就業情報について発信力あるいは発信できる業者が増える、大変いいことだとは思いますが、それでも、実態としては、どんなに待遇がよくても採用の試験に来ないですか、人が集まらないといったような実例が実はあります。

これはなぜなのか。いろいろ私も企業に聞いてみたりですが、自分の体験も踏まえて考えたんでは、一つは、求人情報誌、ぱっと開いて斜め読みをして、企業だと待遇だとか、いろいろなものを考えて興味がある部分だけ改めて見直す。新聞も同じですね。皆、見出しだけ最初に見て、興味のある分野をジャンルで選択をして、そこに合致するものだけをスクロールしていく。こういう形になると、本当に自分がジャンルとして選択したものだけがすぐわれて、実際には判断基準

に入れた方がいいのではないか、ちょっと近いんじゃないかな、そう思つてはいるような情報が実は求職者側に入つてこない、情報だけがたくさんある状態にになるわけです。

なので、マッチングそのものはよろしいと思うんですが、システムの問題として、実際にマッチングを行つ際に、就業者、希望者側が判断しやすい、選択しやすい、そういう仕組みに変えていくべきだと思いますけれども、大臣はいかがでしょうか。

○後藤国務大臣 インターネット上で展開されているサービスには様々なものがあると承知しております。多数の情報から求職者が検索ワードを入力して検索するサービス、また、求職者が登録した学歴、職歴などの情報を求人企業に提供することで求人企業からのスカウトにつながるサービスとか、いろいろな形態があると思います。

各事業者において、利用者が自ら望む職を見つけやすい機能の開発、サービス向上が図られていくと承知しておりますけれども、求職者においてもそれぞのサービスの内容をよく理解して、自身に合つたサービスを利用していくだくことが望ましいというふうに考えております。

どの募集情報等提供事業者を利用する場合でも安心してサービスを利用ができる環境とするために、今般の法律においては募集情報等提供事業者が依拠すべきルールの整備を図ることとしたところでございまして、改正法の円滑な施行を通じて事業の適正な運営を確保していきたいとふうに思います。

○鈴木(敦)委員 ハローワークのシステムも実はすごく使いづらくて、私も全然ひつからなかつたので何か月も失業したという経験がありますので、是非そこは実態として把握しておいていただきたいなど。

本日は、時間が短くて、大して大きな実例を挙げることができませんでしたが、後藤大臣以下、厚労省の皆さん、そして厚生労働委員会の皆様におかれましては、若者の貧困の実態はこれですの

で、もし御興味があればまた懇談させていただきたいと思いますが、この雇用保険だけにかかわらず、労働法制、様々な分野での問題、若者にローカライズした部分を是非議論していただきたいと思いますので、是非よろしくお願ひいたします。

そろそろ時間になりましたので、ここで質問を終わさせていただきます。ありがとうございます。ありがとうございました。そこで質問を

○橋本(徹)委員 日本共産党の宮本徹です。今日は、職安法の改正について伺います。

配付資料を見ていただきたいと思います。

要質なグループが求人サイトを利用して求職者を食い物にしております。Aさんは、求人情報サイトで、ゼロからITエンジニアへ、未経験でも月収三十万円という求人情報を見て応募しました。ところが、求人サイトの記載にない自家のブログラミングスクール受講が採用の条件とされ、四十八万円支払った。しかし、プログラミングは何一つ教えられず、経験詐称のスキルシートの作成を強要され、無給で営業の電話かけをさせられた。このグループは、追及されると、フロンティア、クラウドゲート、サクセスなど、社名所在地を次々変え、今、青年ユニオンの皆さんのが相談に乗つて、被害者だけで十人いるというお話をございます。

資料の二ページ目を見ていただきたいんですけど、それでも、ハローワークの場合、求人情報を公開する前に、労働者保護のために虚偽記載の排除のためにチェックをしっかりと行つということになります。求人内容の点検項目の資料をいたしました。おおまかに確認いたしますが、今回の法案では、情報提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならないとあります。が、募集情報等提供事業者には、求人を出した事業者の求人情報の内容が偽りでないのか事前に確認することを義務づけるんでしょう

か。

○後藤国務大臣 ハローワークにおいては、求人者から求人を受理するに当たって、法令違反の確認や指導を行つております。この確認に当たつては、事業者からの聞き取りのほか、必要書類の提出を求めるなどを行つております。また、法案においては、募集情報等提供事業者に対しまして、募集情報等を正確かつ最新の内容に保つための措置を講ずる義務を課しております。その内容は、それぞれの事業者の募集情報等の収集、提供の態様が異なること等を踏まえまして、募集情報等提供事業者が行うべき確認の在り方については、今後、労働政策審議会においても御議論をいただき、省令でお示ししてまいりたいというふうに思います。

○宮本(徹)委員 事前に確認することを義務づけ

るという答弁はなく、今後省令で検討していくと

いうふうに思います。

○宮本(徹)委員 本来ならばハローワーク並みのチェックをする

いうのがやはり労働者保護の立場でいえばベスト

だと思います。

○宮本(徹)委員 資料の三ページ目、四ページ目に

つけておりますが、この案件の被害者の相談に乗っ

ております青年ニオンはいろいろ提案をしてお

ります。例えば、登記簿の存在の確認の義務づ

け、あるいは、過去に募集情報に偽りがあるとク

レームがあり、改善されていない場合は求人情報

の掲載を行わないことの義務づけなどなどでござ

います。

○宮本(徹)委員 大臣、是非、これから省令や指針を作つていく

際に、こうしたものを参考にして求職者を守るす

べを検討していただきたいと思いますので、よろ

しくお願いいたします。うなづいているので、次

の質問に行きます。

法案は、罰則規定及び改善命令などの規定を設

けます。募集情報の内容が虚偽であることについ

て募集情報等提供事業者が知らないまま情報提供を行つた場合には、刑事罰が科される、虚偽の広

告をなし、若しくは虚偽の条件を提示して募集情

報等提供を行つた者に該当するんでしょうか。

○後藤国務大臣 法案においては、虚偽の広告を

なし、若しくは虚偽の条件を提示して募集情報等

提供を行つた場合について罰則の対象としており

ます。この罰則は故意犯を処罰するものでありま

すので、虚偽であることを見らなかつた場合は犯

罪は成立しないと解されます。

○宮本(徹)委員 つまり、Aさんのようなケース

は、求人サイトの側は知らずにそのまま載せてい

るわけですね。来た情報をそのまま載せていると

いうことだけですから、罪には問われないとい

うことになるわけですね。

それでは、この募集情報の内容が虚偽であるこ

とについて募集情報等提供事業者が知らないまま

情報提供を行つた同様のケースの場合、改善命令

やあるいは業務停止、こうした対象になつてい

くんでしょうか。

○後藤国務大臣 募集情報の内容の正確性の責任

は、一義的には求人企業にあります。今回の改

正で、募集情報等提供事業者に的確表示の義務を

課し、正確な内容に保つための措置を講じなけれ

ばならないこととしております。

したがつて、求人内容が虚偽であった場合、指

導対象としては求人企業と募集情報等提供事業者

の双方が考えられます。募集情報等提供事業者に

ついては、虚偽であることを知らなかつた場合で

あつても、求人内容の正確性を確認するために必

要な対応を怠つてはいるよう場合は指導や改善

命令等の対象になると考えられます。また、事業

に応じた対応になりますけれども、改善命令に從

わぬ場合は事業停止命令の対象になり得るとい

うことです。

○宮本(徹)委員 指導の対象にはなるということ

象にもなり得るということです。

ただ、そういうことをちゃんとやつていいこうと

思つたら、やはり初めのルールが大事だと思つうん

ですね。求人サイトに情報を掲載されるときの

ルールをどう作つていくのかということがしつか

りしていないと、なかなかその先の指導には実際

には行きにくいのかなと思いますので、その点も

しっかりと改めてお願ひ申し上げたいと思います。

あわせて、やはり、先ほど、午前中の柚木さん

の質問にもございましたけれども、実際は、物す

ごい数の虚偽といいますか、実際の労働条件と違

うものがあふれているというのが今の求人サイト

の状況です。そこにしつかり行政指導をやつてい

くんだということになると、相当な体制をしつか

りつくつていかない、こうした被害は繰り返さ

れていくというふうに思うんですね。ですから

本当にしつかりとした体制づくりをお願いしたい

ということになるわけですね。

それでは、この募集情報の内容が虚偽であるこ

とについて募集情報等提供事業者が知らないまま

情報提供を行つた同様のケースの場合、改善命令

やあるいは業務停止、こうした対象になつてい

くことになるわけですね。

そこで、このAさんたち被害者は、労

働局にも相談した、警察にも言つたんですね。で

も、警察に相談しても、こういう労働の案件とい

うのはなかなか分からぬといふことで、労基署

に言つてほしいとか、たらい回しにされたと言つ

ていました。消費者庁に言つてもなかなかちが

明かなかつたというお話をされていました。で

から、この求人サイトのトラブルについては労働

局でしつかり相談に乗る体制をつくつてほしいと

いうふうに思います。

資料の五ページ目に、この十年で、虚偽の広

告、虚偽の条件の提示で職業紹介、労働者の募

集、求人の申込みを行つた者への行政処分は、改

善命令で五件、業務停止が二件と、そこまで行つ

たものもあるということなんでしょうけれども、

実際はこの背景に物すごい大きなかさんのが被

害があることだと思います。

今回の法案では、求人サイトの事業者に苦情へ

迅速に対応する体制を求ることになります。あ

わせて、労働局でも相談体制を強化して、こうい

う問題はしつかり相談に乗りますよというのを広

く知らせたいだいたいと思うんですが、いかが

でしょうか。

○後藤国務大臣 今般の改正において、募集情報

等提供事業を行政処分の対象に加えるとともに、

一部に届出制を創設したことに伴いまして、募集

情報等提供事業の実態把握や指導監督を行つた

新たな規定に基づく届出情報等を基にした指導

監督などに適切に対応できるように準備してまい

りたいと思いますし、そうした体制の整備とともに

相談窓口なり相談ダイヤルなり、こういうものも

含めて是非つくつていつていただきたいと思います

が、いかがですか。

○田中政府参考人 今、後藤大臣が答弁させてい

ただいたとおり、本省に新たにそうした対応をす

る組織、室をつくるということでござりますし、

また、それに併せて、労働局での体制も強化をし

ていただきたいといふふうに思います。

○宮本(徹)委員 本省にも体制をつくつしていく

うことでござりますけれども、例えば、専用の

相談窓口なり相談ダイヤルなり、こういうものも

含めて是非つくつていつていただきたいと思いま

すが、いかがですか。

○田中政府参考人 ただいたとおり、本省に新たにそうした対応をす

る組織、室をつくるということでござりますし、

また、それに併せて、労働局での体制も強化をし

ていただきたいといふふうに思います。

○宮本(徹)委員 本省にも体制をつくつしていく

うことでござりますけれども、例えば、専用の

相談窓口なり相談ダイヤルなり、こういうものも

含めて是非つくつていつていただきたいと思いま

すが、いかがですか。

○宮本(徹)委員 ただいたとおり、本省に新たにそうした対応をす

る組織、室をつくるということでござりますし、

また、それに併せて、労働局での体制も強化をし

ていただきたいといふふうに思います。

○宮本(徹)委員 ただいたとおり、本省に新たにそうした対応をす

る組織、室をつくるということでござりますし、

また、それに併せて、労働局での体制も強化をし

あわせて、ハローワークの拡充というのは、やはり本来ならここが本流でなきやいけないと私は思ふんですね。やはり、求人サイトだとかこういうものは、民間が採算ベースでやろうとするところは、当然どうしてもいろいろな弊害が生じてきます。ですので、やはり、求人情報について虚偽がないか、そして労働条件もしっかりとチェックしているハローワークを拡充していく、このサービスの拡充こそが一番やらなきやいけないことだということを併せて申し上げておきたいと思うですね。

そして、ハローワークインターネットサービスのことも今日議論になつておりますけれども、これも、人がいろいろなものを、就職、探そうと思つて検索しても、上には出てこないんですね、グーグルなんかで検索しても出てこないんですよ。ほかの民間のサイトの方がずっと上に出てくる状況がございますので、やはり、安心してみんなが職探しができるハローワークインターネットサービスがグーグルの検索で上位に出るようになることを含めて、サービスの拡充をしつかり図つていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○後藤国務大臣 今、委員御指摘のように、労働者を募集する事業主がハローワークにより利用しやすくなるようにすることは重要でありますし、オンラインで求人提出や職業紹介ができるようになるなどのオンラインサービスの充実など、サービスの強化に努めているところです。

また、ハローワークの各種サービスが必要な方に広く利用されるようになりますが、重視であります。時間がなくなってきたんですねけれども、もう一つ、こうした問題、トラブルが

あったときに、先ほど、警察に相談してもなかなか労働問題の案件というのは相手にしてくれないという状況も現実にはあります。

一番後ろに、警察が職安法違反でどれぐらい対応したのかというので数も載せてありますけれども、幾つかこれはありますが、多分、この職安法違反で対応した多くは、風俗店のスカウトだとかも、そういう問題じゃないかと思うんですね。今回の件では、求人サイトでの情報が虚偽だとそういうう件ではないんじやないかなと思います。

そういう点でいえば、労働基準監督官の抜本的な増員を前提に、労働基準監督官に職安法違反に関わる司法警察権の職務を行わせる、こういうこともししっかり労働者を保護していく上では必要でしようか。

○田中政府参考人 労働基準監督官の職務については、まさに事業所の現場で労働者が働いているところに立ち入ってその労働条件を現実に確保していくという重要な任務がございまして、そこを中心的に、今なかなか人数が足りない中でその体制の充実に努めているところでございます。

そのような中で、職業安定法に関する司法警察権を労働基準監督官に付与することまでは考えておりませんけれども、先ほど申し上げましたが、本法案の施行に向けては、募集情報等提供事業の実態把握や指導監督を行う新たな組織を本省に設置する予定であり、新たな法規定に基づく届出情報等を基にした指導監督などに適切に対応ができるようになります。

○後藤国務大臣 今回の法案につきましては、今後の雇用保険の財政の在り方等を決めるものでございます。そういう意味においては、今後例えば大きな経済の変化やあるいは労働環境の変化が起きるということになつていけば、それに応じてこのルールを適用しながらしっかりと雇用保険を守る、そういう形で運用できるということでござります。

そのときに織り込んでいかつたことでも、そういう形で対応できる、そういう全体像としての法案の形にしたと思っております。

○仁木委員 トップとしての今、意気込みを聞かせていただきました。ありがとうございます。

その上で、ちょっと私は詳細なことを聞きたいと思います。

失職しました方が求職する際の制度は様々ありますけれども、現行でもコロナ禍において様々な失職を受けた方が訓練を受ける要件緩和がなされていますけれども、今日はラストバッターで質問させていただきま

す。

○仁木委員 有志の会の仁木博文と申します。

○橋本委員長 次に、仁木博文君。

○仁木委員 時間がなくなりましたので終わりますがりますので、その点、強くお願ひいたします。

○後藤国務大臣 雇用のセーフティーネットを強化して円滑な労働移動を促していくために、無料の職業訓練と月十万円の給付金を支給する求職者支援制度について、コロナ禍で非正規雇用労働者等が利用しやすいように、本人収入要件や世帯収入要件などを緩和する特例措置を設けております。また、シフト制で働く方などが働きながら訓練を受講し、ステップアップとなる仕事への転職を目指せるように、職業訓練の期間、内容の多様化、柔軟化を図る特例措置も設けております。

○仁木委員 財政的なこの保険の財源として、自信があるというか、大丈夫でしょうか。

今回、ウクライナへのロシアの侵攻等々、その草案の過程においてなかつた事態が、これが日本の経済に及ぼすことも強く想定されますけれども、この法案を所管する大臣として、大丈夫でしょうか。

○後藤国務大臣 今回の法案につきましては、今後の雇用保険の財政の在り方等を決めるものでございます。そういう意味においては、今後例えばいいかというのは、地域性もあつたり、あるいは今後のいわゆる職域の変換、あるいは業種の転換等々、新しい時代に先駆けて、これも岸田総理も言われている、例えば地方におけるDXの振興とか、グリーンとか、様々な新しい産業の創出にもつながることになつてくると思います。

そういう中で、J E E Dで設定されておりまますけれども、とにかく、マンパワーの体制を抜本的に拡充することが労働者、求職者の保護につながりますので、その点、強くお願いいたします。

○宮本(徹)委員 時間になりましたので終わります。

○仁木委員 トップとしての今、意気込みを聞かせていただきました。ありがとうございます。

その上で、ちょっと私は詳細なことを聞きたいと思います。

失職しました方が求職する際の制度は様々ありますけれども、現行でもコロナ禍において様々な失職を受けた方が訓練を受ける要件緩和がなされていますけれども、もう一つ、こうした問題、トラブルが

な、そういう地域訓練協議会にしていただきたい
と思ひますけれども、大臣、いかがでしようか。

○後藤國務大臣 地域のニーズに合つた求職者支

援訓練のコース設定、訓練の質の向上は、委員の

御指摘のとおり、非常に重要だと思います。

今般法定化する協議会では、労使団体、それから教育訓練実施機関など、関係者に参加していた
だときまして、求職者支援訓練も含めて、御指摘の
あつたデジタル化など、地域のニーズを反映した
訓練コースの設定を促進することも、設定後も
訓練効果の把握や検証をしっかりと行いまして、
訓練内容の改善を図るなどの役割を果たしてもら
うこととしております。

また、求職者支援訓練の質の担保のために、訓
練実施機関に対する訓練委託費について、就職実
績に応じたインセンティブを設けるなどの措置も
講じております。

このようないくつかの取組を通じて、より効果的な求職者

支援訓練の実施に努めてまいります。

○仁木委員 こういった厚労省あるいは国が持つ
施策で、そういう対策、すばらしいものもたくさん
あるんですけども、実際、本当に届いてほし
い情報が本当に必要な方に届いていないという現
実もあると思います。例えば引きこもりの人とか
二二、こういった人で、例えば経済的に厳しい
と新聞も取つていなかつたり、あるいはテレビも
見ていなかつたり、あるいは手元にあるスマート
フォンだけとかいう方もいらっしゃると思います。

そういう中で、厚労省のこういった事業は、一
般に、私もレクを受けましたけれども、そいつ
た広報がちょっと弱いと思うんですね。ですか
ら、広報部門にもう少し重点的に、どういった対
象の人をターゲットとして予算立てをして、その
方に本当に政府が構築した必要な措置あるいは政
策が通ずるために、どういった媒体を含めて、
あるいは内容を含めて、広報をしていけばいいの
かということで、これは要望になりますけれど
も、今後、またこういった予算立てをする際に、

広報、これに關してもかなりまとまった形で予算
を取つていただきたいと思いますが、大臣、いか
がでしようか。

○後藤國務大臣 今、委員から御指摘があつたよ
うに、お一人お一人の状況に応じて、その状況に
応じた制度利用の働きかけを行つていくことが大
切だというふうに思つております。

必要な方に制度を利用していくだけるように、
地域若者サポートステーションやハローワーク等

での求職支援制度に関するリーフレットの配布ば
かりではなく、インターネットやSNSを活用し
た広報、それぞれに応じた働きかけ等をしつかり
行ってまいりたいと思います。

○仁木委員 今、大臣、前向きな御答弁をいた
きましたが、今、先ほどの委員の質問でもあつた
ように、やはり、本当に政策つて必要な方に届
いていくなくて、中間ぐらいの方というか、ちょっと
得ようとする前向きな方には届いて、それで結果
きたり就職できたりするということにつながつて
いるわけでござりますけれども、本当に社会の中
で、孤独になつたり、あるいは独り暮らしの方と
か、いろいろな境遇の方がいらっしゃると思うん
ですね。ですから、従前の、一律のこういった広
報のみならず、繰り返しになりますけれども、そ
ういった個々の実態を把握した上で、それぞれ
の戦略的な広報をして、必要な方に国の政策、特
に厚労行政、大切なものでございますから、それ
をやつていただきたいというふうに改めて御要望
申し上げたいと思います。

時間が来ましたので、これで終わりたいと思
います。どうもありがとうございました。

○橋本委員長 この際、参考人出頭要求に関する
件についてお諮りいたします。
本案審査のため、来る十五日火曜日午前九時、
参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、
その人選等につきましては、委員長に御一任願い
たいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○橋本委員長 御異議なしと認めます。よつて、
そのように決しました。

次回は、来る十一日金曜日午後零時五十分理事
会、午後一時委員会を開会することとし、本日
は、これにて散会いたします。

午後一時四十一分散会

令和四年四月六日印刷

令和四年四月七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

U